



いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2017
3.7
no.152

Report

- ① 子どもの人権連 発足 30 周年に寄せて
「子どもの権利条約」と日本の教育の未来 (1994 年講演より)
子どもの人権連顧問 永井 憲一 1
- ② 子どもの人権連 発足 30 周年に寄せて
国連・子どもの権利委員会の動向を追い続けて
ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 6
- ③ 「子どもの格差・貧困問題と子ども支援・子育て支援—
子どもにやさしいまちづくりをめざして—」
「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2016 宝塚 全体会まとめ
東洋大学人間科学総合研究所 勝部 雅史 11
- ④ 早稲田大学金井研究室・LGBT 法連合会・子どもの人権連 共催シンポジウム 報告
「セクシャルマイノリティは今 - 現場で考える性的指向・性自認の課題と実践 - 」
子どもの人権連 19
- ⑤ 第 16 回 「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
行ってきました! 「子どもの権利条約フォーラム2015in石巻」
子ども情報研究センター『はらっぱ』子ども編集部 中山えみる・二葉ひまり 23

Event Information

- 3/9 『子どもたちと一緒に考える被災地の復興支援』(東洋大学) 28
- 3/10 『第16回 東日本大震災子ども支援意見交換会
—震災から丸6年、子ども・若者たちと考える被災地の復興—』 29

Document 2016.11.15 ~ 2017.1.31

- 子どもの人権や教育に関する報道と記録から 30



子どもの人権連 発足30周年に寄せて

「子どもの権利条約」と日本の教育の未来

(1994年講演より)

子どもの人権連顧問 永井 憲一

「子どもの権利条約」はその42条に「締結国は、この条約の原則及び規定を、適当かつ積極的手段により、おとなのみならず子どもに対しても同様に広く知らせなければならない」と規定しています。この条約の存在をおとなだけでなく、子どもにも知らせなければならないと条約に書いてある以上、この条約に親しみ、皆さんに広めていただきたい。

「子どもの権利条約」について、大きく三つの柱建てで説明してみます。

まず、第一の柱、子どもの権利を保障する国際社会における動きはいつごろから起こり、この権利条約がどういった経緯で作られてきたのかについてです。これは「子どもの権利条約」を理解する上で基本的で重要な点です。

条約には必ず前文という部分があり、その条約が作られてきた経過や、その国際的な目的について書き、各国の了承を求めます。子どもの権利条約前文では、「子どもに特別なケア(特別な注意をもって子どもを注目してみる必要があるという意味)を及ぼす必要性が、1924年のジュネーブ子どもの権利宣言および、1959年に国際連合によって採択された子どもの権利宣言に述べられている」と経過が端的に説明されています。

24年「ジュネーブ子どもの権利宣言」では、第一次大戦後に戦争によって「あまりにも痛々しく犠牲になった子ども」の姿に反省し、子どもにとって平和な社会を残し、最善のものを与えていかねばならないと自覚し、48年「世界人権宣言」では、第二次世界大戦以前の国際社会が男性の人権保障が中心で、政治の意思決定も男性の意思のみによって行われ、その結果、女性と子どもが戦争の犠牲となったことを反省し、女性であっても、子どもであってもだれでも同じ人間として尊厳を尊重し合うことを国際社会の中で徹底しようと確認し、59年「子どもの権利宣言」では、今まで「子どもの最善の利益」と言ってきたその具体的内容を「教育を受ける権利」、「保護される権利」など10項目にまとめ、「子どもの権利条約」の土台となり、66年「国際人権規約」では、子どもの権利もおとなと同じ人権として保障していこうことになりました。このような流れで「子どもも人間である」と認めていこうという歴史的な経過をたどってきました。ちょうど「女性差別撤廃条約」が男性との差別の撤廃を目的としてつくられているのと同じように、「子どもの権利条約」は、おとなの権利との対等関係において、できるだけ平等に子どもにも一人の人間としての権利主体としての地位を認めていこうというところにあるのです。

次にこの条約の内容と特徴について、3点指摘します。

第1は子どもを権利の主体として認め、子どもの持っている権利をおとなと同じ人間の権利として

社会的に保障すること、つまり子どもを人権の主体として認めるということです。これは、例えば「意見表明権」「表現・情報の自由」「プライバシーの権利」等の市民的権利であり、自由と言う意味では「シビル・リバティ」とも言いますが、それを保障することを規定していることです。12条の「意見表明権」に関しては、「自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する」とあり、これは「できるだけ早い時期から責任をもって意見を言える子どもを育てる」ということに趣旨があります。

第2の特徴は子ども固有の生来的権利の保障です。名前や国籍などの人間として生きていく上において大切なものの保障、「子どものアイデンティティの保全」、「教育を受ける権利」、「保護される権利」、「遊ぶ権利」などがその生来的権利にあたります。

第3の特徴は子どもの権利を現実に保障するのは誰かを明確にし、保障することです。この条約では親にその第一次的責任を持たせるという考え方をとっています。子どもがどういう意見を持っているか、意思を持っているかを、大人が早くから見定めてそれを実現してやる立場に立っていくということを重要視するものです。親のない場合には、里親などの誰かがそばにいてその子どもの持っている意思を実現する立場に立つということです。これに関し、第18条では両親による共同養育の原則と国の援助に関して書かれています。「国際人権規約」ができる前の段階であった「子どもの権利宣言」には、これは「父親、母親」とその対象を分けて限定し、「母親が子育ての責任を持つ立場に立つ」と役割を固定して書かれていました。それが「女性差別撤廃条約」が出来たことを国際的な背景として、子育てに対する両親の共通責任を明確にするために「親双方が共同の責任を持って」と規定されました。この規定は子どもの権利条約を保障するために、優先的に親の生活、親の権利を保障しなければならないという、新しい国民運動・労働運動の指針となるものです。

つぎに第2の柱、これまでの日本の教育と、子どもの権利保障のためにどういったことをしてきたか、してこなかったかについて触れたいと思います。教育にはいつも相矛盾する二面性があります。一つは、個人一人ひとりの個性的な自立を目的として行われる、いわば教育の個人主義といわれる目的。もう一つは、国家社会の全体的な発展のために行われ、国家の発展ということが優先的にあってこそ、子どもの幸せがあるといういわば教育の国家主義と言われる目的です。教育の中にはこの相反する二面性が同居し、それ故難しいのです。

日本の教育は、戦前からずっと一方に偏った教育が行われてきました。それは教育の国家主義です。明治5年の「学制」以来国力増強のために教育が行われてきました。教育は立身出世のためと同時に国家の発展のためであり、教育は国家百年の計だ、従って教育は政治の一部だと言われてきました。大日本帝国憲法で教育の目的は神である天皇がつくったとする教育の勅令主義で、教育の目的を国民に徹底させる方法にされました。だから、戦死して名誉と言われ、国家の発展のために死ぬと言われる、そんなことがごく当たり前として通用しました。明治維新以来、日本では10年に一度ずつ戦争が繰り返され、特に第2次世界大戦によってたくさんの犠牲者が出ました。そこで、戦後新しい日本を作り出す基礎として、戦後は教育を重視し、教育基本法が教育勅語にかわるものとしてつくられました。教育基本法の前文では、教育というものが、新しく平和な、そして民主主義と

いうものが尊ばれる社会における基礎となるのだと力強く宣言しています。戦後における教育は、「個人の人格の完成を最も重要視する」という教育の個人主義の目的を、明らかにその出発点としました。一人一人の人間の尊重を基本とする教育を目指しており、これを私は「教育の個人主義」と言っています。第1条「教育の目的」、第2条「教育の方針」において、個人の尊重を十分にしていかなければならないといい、新しい平和で民主的な国の主権者として、政治的に自覚をした一人一人を育てていかなければいけないという、主権者教育を一つの目的にしています。政治に無関心な人間ではなく、政治に目覚めた「平和的な国家及び社会の形成者」となる国民の育成をすることが教育の目的として書かれ、それは天皇の命令という勅令ではなく、国民の意思に基づく法律によって、教育の目的とその実現をする制度を作っていくという、教育の法律主義を戦後つくってきました。

日本の学校制度は戦後も戦前と同じように何十人ものクラス制で、同じ教科書を使い、よくできる子とできない子を選別して社会に送り出すという選別の機構としての学校教育を全く同じように継承してきています。戦後、教育の個人主義の目的を実現する努力は行われましたが、十分に教育の場に徹底する前に、1950年朝鮮戦争が起こりたいへん大きな教育目的の転換の時期を迎えることになりました。教育の国家主義の再現です。53年の池田・ロバートソン会談がその契機になりました。アメリカの判断で戦後の日本の非武装が決定されていましたが、中華人民共和国の成立で急きょアジアに対する政治的・軍事的な推進力の拠点を日本に求めるということになったので、180度の転換を日本に求めました。しかし、当時の日本政府が、今再軍備のために憲法を改正すると政権維持ができないと判断し、そこで学校教育の中で子どもたちに愛国心と自衛の心を植え付ける教育を行い、その結果、憲法改正をしなくても軍備をもつことを肯定する世論を形成する、そうすることに日本政府が責任を持つとアメリカに約束し、それ以降日本の教育がすっかり変わりました。再び政府が教育内容に介入し、教育を方向付ける国家主義の方向へです。54年に「教育の政治的中立性の確保に関する法律」で日教組に「政治的に偏向している団体」とレッテルを貼り、弾圧をはじめます。もともと政治的中立性とは、政治が教育に関わらないことを要請する欧州の教育原理です。翌年には「憂うべき教科書問題」を政治的に取り上げ、教育行政に介入しはじめ、1956年には地方教育行政法をつくり教育委員会を任命制に変え、57年には教師の勤務評価を実施、58年には「学習指導要領」を告示化して、道徳教育の時間を特設しました。65年には「期待される人間像」をつくり、愛国心を持つ国民の育成が教育の重要な目標と示し、教育基本法を棚上げにして事実上それとは反対の教育目標をつくるようになりました。71年の中教審答申、84年の臨教審答申でそれに沿った教育改革を推進するため、「個性の尊重」で企業の求める能力養成とそのための受験競争をあおり、一方で愛国心教育を強く推し進める教育政策を積極的に推進する、これが、戦後教育の流れです。

最後に第3の柱、日本の未来の教育について考えます。愛国心と自衛の心を教育を通じて植え付けた歴代の自民党政権の政策は大きな効果を発揮しています。「独立国家は軍備を持つ必要がある」と肯定する国民が過半数を占める状態になりました。憲法を改正しなくても、憲法の解釈によって事実上軍備をもつ国を作り上げる、池田・ロバートソン会談の約束は、教育を通じて実現しました。

そういう中で、安心した日本の保守政党は、臨教審などを通じて教育改革を目まぐるしい速さで

進めています。そのなかでは意見が二つに分かれており、一つは「教育の自由と」派、もう一つは「個性の重視」派と言われる考えです。「教育の自由」派というのは、人間にはそれぞれ特徴があるのだから、特徴が活かせる、個性の活かせる教育をする自由が必要で、そのために、教育は自由であっていいというものです。本当にその人に向いている教育を行い、その長所が伸ばせるような学校教育の体系を作るため、公教育は全部廃止して、塾も学校にするような、学校設置の自由という意味の「教育の自由」にしろというものです。主に財界の要請が背景にあります。

一方で、そうなると文部省はいらなくなるので困った文部省は、公立学校はそのまま残して、個性が重視される習熟度別学級を作っていくながら、その中で全体には徳育の徹底をする教育を重視するという「個別の重視論」を出しました。こういう教育の自由論と個性の重視論が、今日の学校教育の方向付けの中で相互に妥協し合いながら今の教育改革が進められています。いずれにせよ、財界・政府や文部省のいう「教育の自由」「個性の重視」は、受験戦争のような人間競争主義、言い換えれば個性という能力、科学技術立国を推進していく能力、その能力主義を前提としていることを見破らなければなりません。文部省の調査で、最近は自分のために頑張る子どもが増えていいことだと言っていました、自分のために頑張る」の相対は「他人はどうでもいい」、場合によっては他人を犠牲にしてもということです。戦後一時期、自分のためにがんばれ、自分を個性的に磨けというのが教育方針でしたが、同時に他人と仲良く、他人を人間として尊重し、互いに立派な主権者になるということが強調されていました。今はそれがありません。

教職員は、学校の中で大変忙しく教材の研究や、あるいは「学習指導要領」の求める教育の方針にあたりながら、それをどう実現していいののかということに日夜奮闘しているでしょう。けれど私が強く言いたいことは「だれのためになる人間を育てようとしているのか。一人ひとり自分のためならがんばるという子どもを育てようとしているのか。少々は他人のためになる人間を育てようとしているのか」ということです。競争というのは、排他的な人間、利己的な人間をつくり、競争が蔓延する社会には、その結果として差別がつけられます。そして、競争が当たり前だとされる社会には縦社会が作られ、競争に勝った負けたということを当たり前の人間関係だとする社会になると、偏った独善的な人間がつけられるようになります。

これからは「子どもの権利条約」にもあるように、できるだけ早い時期から自分で責任を持って行動が出来、発言ができる子どもを育てていくという方向で子どもの教育というものを考えて行って頂きたい。子どもを大切に考えていくということは、過保護にするのではなく、子どもを一人前の独立した社会人として育てていくことだと思います。そういうことが、「子どもの権利条約」の趣旨だと考えます。「自分のためにがんばる」のなら同時に、他人を尊重し、その人間として生きていく道について基本的に配慮する、「自分のために」だけでは困ります。多様な価値観を大切に、共存のために頑張る、国際人としての教養を身につける教育を大切にする、そういう教育であってほしいと思います。

教育改革論として「個性の重視」としきりに言いますが、それは偏差値能力を「個性の重視」と言い換えているに等しいのであって、人間としての横の連帯をきちんとしていこう、そういう人間愛を

もっての個性の重視とならないことが大きな問題だと思います。

上から来る教育改革の動向に対し、どこに生まれようと、性を問わず、一度しかない人生をみんなが手を取り合って大切に生きていく、そういう人間教育を縦社会の論理ではなく、横社会の論理に組み替えて大切にしてほしい。

そう言う意味で、できるだけ早く子どもを責任をもって自分の意見が言え、行動できるように育てるために「子どもの権利条約」の趣旨を日常の教育の中で実現してほしいと思います。

※子どもの人権連顧問の永井憲一先生より、子どもの人権連発足 30 年にあたり寄稿していただきました。1994 年の永井先生の講演を要約したものです。





子どもの人権連 発足30周年に寄せて

国連・子どもの権利委員会の 動向を追いつけて

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二

筆者が子どもの人権連（以下「人権連」）に関わり始めたのは、1986年の発足から4年ほどが経過した1990年の初頭、仲間とともに『生徒人権手帳』（三一新書）を刊行して以降のことである。人権連は子どもの権利条約（以下「条約」）の採択前から草案の英日対訳パンフレット（国際教育法研究会訳）を作成するなどして条約の普及促進に取り組んでおり、筆者もそれらの資料をおおいに活用させてもらった。

1989年11月20日に条約が採択されて以降、人権連は他団体とも協力しながら条約批准運動に精力的に取り組み、1994年4月に批准の運びとなったことはご案内のとおりである。国会審議に向けて条約の政府訳が公開されたときには、インターネットが普及する前のことでもあり、一晩でワープロ入力を済ませて英語正文・国際教育法研究会訳・政府訳の対訳表を作成したことなどもあった。

国連・子どもの権利委員会の報告書審査傍聴

人権連はその後も子どもの権利保障のためにさまざまな取り組みを行ってきたが、活動の大きな柱のひとつになったのは、条約の国際的監視機関である国連・子どもの権利委員会（以下「委員会」）の活動をフォローすること、また委員会が日本の報告書を審査する際には効果的審査に向けて政府・委員会の双方に働きかけを行なっていくことである。

委員会は、条約が国際的に発効した翌年の1991年9月からジュネーブ（スイス）の国連欧州本部を拠点として活動を開始し、第3会期（1993年1月）から締約国の報告書審査を開始した。筆者が、主として人権連からの派遣費により委員会の傍聴を開始したのは第2会期（1992年9月）以降である。

第2会期では、報告書審査はなかったものの、「武力紛争における子ども」についての一般的討議（条約に関わるさまざまなテーマについて幅広い参加者とともに議論を行ない、その結果を勧告としてとりまとめる委員会の定期的慣行）が行なわれ、それを踏まえて出された委員会の勧告がやがて「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」（2000年）として結実することになる。委員会を中心として子どもに関わる国際人権基準が発展していく最初のきっかけを目の当たりにできたことは興味深い体験であった。

委員会の会期は、最初の2年間は年に1回（9月）、1993年には年に2回（1月・9月）開かれていたが、条約批准国が急増し、それにとまって多数の報告書が提出されるようになったことを受

けて、1994 年からは年に3回（年によって多少前後することがあるものの、通常は1月・5月・9月）に増やされている。また、委員の人数は当初 10 名と定められていたが（43 条2項）、作業量の増大にともなって 1995 年に条約改正が行なわれ（2002 年発効）、2003 年5月以降は 18 名体制となった。

また、2000 年の国連総会で、前述した「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」に加えて「子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書」が採択され（日本はそれぞれ 2004 年と 2005 年に批准）、いずれも2年後の 2002 年に発効して以降は、委員会はこれらの選択議定書の実施状況に関する報告書審査も担当している。両選択議定書を批准した国は、批准から2年後に選択議定書の実施に関する報告書を提出し、その後は条約本体についての報告書のなかで選択議定書の実施についても報告することになっている（条約本体を批准していない唯一の国であるアメリカも両選択議定書は批准しているので、同国だけは選択議定書の実施に関する報告書を定期的に提出して審査を受けている）。

2016 年 12 月現在、委員会は 73 回の会期を積み重ね、のべ 700 本近くの報告書を審査してきた。審査を踏まえた委員会の認識と提案・勧告は、そのつど総括所見（最終見解）としてまとめられている。

筆者が人権連の支援を得ながら委員会の傍聴を続けたのは、当初の十数年、40 会期程度になるだろうか。人権条約機関の活動実態を実地で学ぶ貴重な体験をさせていただいたし、そこで得たことを日本に伝えたり、日本の報告書が審査されるときに活かしたりするうえで一定の役割は果たせてこれたと自負している。

インターネットの急速な普及にともない、最近では委員会関連のさまざまな資料が国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のウェブサイトで容易に入手できるようになった。また、報告書審査をはじめとする委員会の会合の様子もネット中継を通じて視聴できるようになっている（<http://www.treatybodywebcast.org/>）。

そういう状況の変化もあり、最近では日本の報告書が審査されるときぐらいしかジュネーブには行かなくなったものの、委員会の活動のフォローは主にウェブサイトを通じて続けている。現在は、暇を見て委員会の総括所見を日本語訳し、筆者の個人サイトでぼちぼちと公開しているところである（<https://www26.atwiki.jp/childrights/>）。

それぞれの所見で委員会が行なう問題点の指摘や提案・勧告は、第一義的には審査対象国に向けられたものではあるが、委員会の条約解釈や問題解決のためにとるべき措置について考えるうえで他の国々にとっても参考になる点が多い。たとえば、日本については第1回審査（1998 年）のときから競争主義的な教育制度の問題が指摘されてきているが、韓国やシンガポールなどに対しても同様の指摘が行なわれている。とりあえずアジア・太平洋地域とヨーロッパ地域の国々を中心に日本語訳の掲載を進めてしているので、関心のある国の所見を確認してみたい。

国連・子どもの権利委員会の新たな展開

委員会のもうひとつの重要な活動は、報告書審査の蓄積を踏まえて、条約の解釈・実施のあり方に関する委員会の見解をもっとも体系的な形で明らかにする「一般的意見」の作成である。教育の目的(条約第 29 条 1 項)に関する一般的意見 1 号(2001 年)を皮切りに、体罰その他の暴力に関する同 8 号・13 号(2006 年・2009 年)、意見を聴かれる子どもの権利に関する同 12 号(2009 年)、思春期の子どもの権利に関する同 20 号(2016 年)など、これまでに 20 件の一般的意見を発表してきた(2016 年 12 月現在)。

最近では、他の人権条約機関と共同で一般的意見を作成する例も出てきている。女性性器切除(FGM)や児童婚・強制婚などの有害慣行に関する一般的意見 18 号(2014 年)は、女性差別撤廃委員会との合作(女性差別撤廃委員会としては一般的勧告 31 号)。現在、国際移住と子どもの権利に関する一般的意見を移住労働者権利委員会と共同で作成中である(他にストリートチルドレンに関する一般的意見の作成も進められている)。

これらの一般的意見は、厳密な意味での法的拘束力こそ有しないものの、条約の規定に関するひとつの権威ある解釈として、政府・自治体、国会・地方議会、裁判所は正当に考慮・尊重しなければならない。そのためにも政府が責任をもって日本語訳を作成して広く普及すべきなのだが、現在は筆者がボランティアで翻訳して個人サイト(前掲)等で公開しているだけなのが現状である。女性差別撤廃委員会の一般的勧告については内閣府男女共同参画局が日本語訳を作成・公表しており、同様の対応が求められる。

さらに、2011 年 12 月 19 日に国連総会で条約の個人通報議定書(通報手続に関する子どもの権利条約の選択議定書)が採択されたことにより、委員会の活動は新たな局面を迎えることになった。これは、条約または 2 つの選択議定書上の権利を侵害され、国内手続を尽くしても救済を得られなかった個人・集団またはその代理人が、委員会に通報を行なってその判断を仰ぐことができるようにするためのものである。重大な／組織的な子どもの権利侵害が行なわれていると判断できる場合、委員会が自ら調査を行なうこともできる。これにより、すべての主要人権条約について個人通報制度が設けられることとなった。

申立てを受けた委員会は、総括所見の場合のように一般的な状況について指摘を行なうに留まらず、個別の事件について、条約の規定を踏まえうえて、政府や国内裁判所に対しても説得力をもつ法的見解を表明しなければならない。そうなれば、政府・議会・裁判所による条約の解釈・実施にも大きな影響を与えられることが期待できる。

個人通報議定書は 2014 年 4 月に発効し(2016 年 12 月 26 日現在の締約国数は 29 か国)、委員会はすでに通報を受理して順次検討を行なっている。委員会のプレスリリース(2016 年 9 月 30 日付)によれば第 73 会期(2016 年 9 月)までに 12 件の通報について決定を行なったとのことだが、OHCHR のサイトで公表されている決定例はまだ 1 件のみ(2015 年、不受理)である。まだ条約違反が認定された例はないと思われるが、これらの決定についても、公表されれば順次日本語訳をサイトに掲載していきたい。

日本はいまのところいずれの人権条約に基づく個人通報制度も受け入れておらず、政府も「検討中」と述べるばかりだが、日本は子どもの権利条約の個人通報議定書の共同提案国にも名を連ねていたのであり、速やかに批准して人権条約機関と堂々と向き合うべきである。

なお、2016年6月末に行なわれた委員会の委員の改選により、日本が初めて推薦した大谷美紀子氏（弁護士）が委員に当選した。女性や子どもの人権の分野で豊富な実績を有する弁護士であり、政府としても「家族法や国際人権法の高い専門性を持つ大谷氏が委員にふさわしい」として推薦を決めたという（共同通信7月1日配信記事）。委員としての任期は2017年3月1日から4年間（2021年2月末日まで）である。

人権条約機関の委員に日本から選出されている専門家は増えてきている。自由権規約委員会では岩沢雄司・東京大学教授が2007年からずっと委員を務めており、一時は委員長にも就任したほか（現・副委員長）、女性差別撤廃委員会でも林陽子弁護士が2008年から委員を務めている（現・委員長）。最近では、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の監視機関である強制失踪委員会の委員に薬師寺公夫・立命館大学大学院教授が就任しており（2011年～）、2016年6月15日には、障害者権利委員会の委員に障害当事者でもある石川准・内閣府障害者政策委員会委員長（静岡県立大学教授）が選出された。

このような形で、人権条約機関で多数の日本人が活動するようになることは、国連人権活動への貢献という面でも、日本における人権条約の普及促進という面でも望ましいことである。日本は2016年10月末に国連人権理事会の理事国にもあらためて選出されており、国連人権活動への貢献をさらに強化していくことが求められる。

● 子どもの権利委員会の第4回報告書審査に向けて

しかし、日本は前述のように人権条約上の個人通報制度をいずれも受け入れておらず、国家人権委員会のような独立した国内人権機関も設置していない。子どもの権利委員会をはじめとする人権条約機関が行なった指摘や勧告にも十分誠実な対応をとらず、毎回のよう同じ指摘を繰り返されてきたことは周知のとおりである。人権理事会の理事国として胸を張れる立場にあるとはいえない。

子どもの権利条約についていえば、日本は1998年、2004年および2010年の3度にわたって委員会の審査を受けている（2010年の第3回審査では2つの選択議定書に関する審査も同時に行なわれた）。子どもの人権連は、第1回審査のときは反差別国際運動日本委員会（IMADR－JC）と共同で事務局を担い、それ以降は「子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議」（現在の事務局は子どもの権利条約総合研究所）に参加する形で、委員会に対する情報提供やロビイングを積極的に担ってきた。

委員会による審査および総括所見では、そのような形で NGO から提供される情報も十分踏まえながら、さまざまな差別や子どもに対する暴力、子どもの意見表明権・参加、教育、少年司法など多岐に渡る問題が繰り返し取り上げられてきており、第3回審査では子どもの貧困の問題などにも新たに焦点が当てられている。しかし、政府の報告書は法制度に関する通りいっぺんの記載に偏る傾向があり、委員会からの指摘を受けて条約を積極的に活かしていこうという姿勢が希薄である。

現在、政府は第4回・第5回統合定期報告書（提出期限・2016年5月21日）の作成中だが、2016年12月27日現在、報告書の提出はまだ確認されていない。2月10日には政府報告書作成に関する市民・NGOとの意見交換会が行なわれ、内閣官房・内閣府・復興庁・警察庁・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・環境省・防衛省の代表が参加して市民から事前に出された質問や要望に回答したものの、やはり従来からの姿勢が大きく変わる様子はいかたがえなかった（意見交換会の概要は外務省ウェブサイト「児童の権利条約」のページで見ることができる）。

政府報告書がいつ提出されるかはまだわからないが、すでに第78会期（2018年5月）まではいちおう審査予定国が決定しているため、いずれにせよ本審査は早くても第79会期（同9月）以降になる可能性が高い。第3回審査から10年近くを経ての審査になり、その間に東日本大震災・福島原発事故など子どもに甚大な影響を与える出来事も起きていることから、人権連としても「子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議」を通じて委員会に効果的な情報提供を行なえるように努めていく。

とりわけ、第2回審査時に求められた「権利基盤アプローチ」（rights-based approach）の推進、第3回審査時に「強く勧告」された子どもの権利基本法（「子どもの権利に関する包括的法律」）の検討など、条約実施の前提となる立法上・政策上の整備を進めていく必要性は高い。この間、いじめ防止対策推進法（2013年）や子どもの貧困対策推進法（同）など子どもに関わる重要な法改正が行なわれ、それ自体は評価できるものの、条約に掲げられた子どもの権利をすべての出発点として総合的・包括的な施策を進めていくのでなければ、十分な効果は期待できないためである。

2016年6月に改正児童福祉法が成立し、総則に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言が盛りこまれたこと（1条）、また子どもの意見の尊重の原則と子どもの最善の利益の原則に言及されるようになったこと（2条1項）は重要な進展ではある。しかし、子どもの権利委員会の勧告や一般的意見を十分に踏まえるのでなければ、絵に描いた餅になってしまうおそれは否めない。

引き続き、子どもの権利委員会と日本の市民社会をつないでいく取り組みの一翼を担っていききたいと思う。





子どもの格差・貧困問題と子ども支援・子育て支援
—子どもにやさしいまちづくりをめざして—

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2016宝塚 全体会まとめ

東洋大学人間科学総合研究所 勝部 雅史

基調報告：森田明美（東洋大学教授）

貧困は子どもの責任ではないにもかかわらず、子どもの希望を奪い、人生での努力を難しくさせるために問題である。さらに、親支援は自己責任、家庭責任が強く補強しにくいという特徴があり、子ども支援は「かわいそうな状態」でなければ支援の対象になりにくい、という状況がある。

子どもの貧困を考える場合、「絶対的貧困」と「相対的貧困」の2つを考える必要がある。日本の場合、「絶対的貧困はもうない（解決した）」といわれてきた。しかし、絶対的貧困は日本社会の中で色々な場面に現れている。



絶対的貧困は、世界銀行の定義（1日あたりの生活費1.25ドル未満で生活している層）にあるように、国際的に貧困ラインが定められている。これは、最低限の生活を維持するための食糧、消費水準に達していない状態を示すものである。したがって、日本ではこのような絶対的貧困はないはず、と考えられてきたが、現実には存在している。この認識をしなければならない。

相対的貧困は、厚生労働省の統計調査によると、2009年の比較ではひとり親家庭の貧困率は50.8%（2011年では54.6%）で、OECD加盟34か国の最低であるとされている。2012年の日本のすべての世帯を対象にした貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は、122万円（名目値）となっており、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）では15.1%であった。そのうち大人が一人の世帯員では54.6%である。このように、日本の相対的貧困の状況は深刻であり、特にひとり親家庭で深刻であるといえる。

厚生労働省の調査から、ひとり親家庭の具体的な貧困状況を見ると、いくつかの特徴がある。第1に、母子家庭の母は就労が80.6%、父子家庭の父は91.3%が就労しているが、母子家庭の1世帯当たりの平均所得は291万円、父子家庭の平均収入は455万円と低所得である。ここでは、「働く場」での「所得」をどう上げるかが問題である。働き方も含めて、多岐にわたる問題を考えていく必要がある。

第2に、再分配にもとづく機能が低いことである。平成21年度「文部科学白書」にあるが、



OECD 加盟国のなかで日本だけが、再分配後の子どもの貧困率（相対的貧困）を上昇させている。

第3に、現代日本では「死別」よりも、「離別」によってひとり親家庭になるケースが多いが、別れた親からの養育費の不払いによって低所得になるという問題である。

貧困対策を考えるには、支援が必要な人に対して、「入口」をどう入りやすくするか、また、どのように必要な支援を一緒に調整するかを考えなければならない。

子どもの貧困対策を推進する法律は、2013年に立法化され、貧困対策大綱ができています。法律制定以前は、子どもの貧困対策を単独事業で組むことは難しかったが、現在はそれが可能になってきた。なぜ、21世紀の現代日本で、子どもの虐待や子どもの貧困を議論しなければならなくなったのだろうか。

子どもの貧困問題が、なぜ解決に向かわないかといえば、保護者支援の不備、限界ということを指摘したい。私は、これまで自治体施策で子どもの貧困問題に関わってきた。また、東日本大震災が起きてから、支援ネットワークの事務局長、調査研究、10代親の支援などをライフワークとしてきた。2016年5月の児童福祉法改正では、子どもの権利条約にもとづく「子どもの権利」が児童福祉法に初めて位置づけられた。まだ不十分な点はさまざまだが、まずは子どもの権利が明確に位置づけられたことに意義がある。各自治体での条約制定、「子どもの権利の具体化」の取り組みのために、大きな意味がある。

子どもの成長発達には、3つの要素「子ども自身の力」「家庭の子育て」「社会的支援」の総合でできていくものである。子どもの成長と同時に、保護者の支援や地域環境を考えていかなければならない。子どもに貧困をもたらす要因として、5つの「～しにくさ」を考えてみたい。

第1に、「子どもの声が届きにくい」ことである。この要因が最も大きいと考えられる。子ども本人に聞くこと、聞く場や人がいないこと、子どもが声を出す機会がないこと。

第2に、「支援者に貧困がみえにくい」ことである。貧困は子どもや周囲に分かりにくく、子どもや周囲に隠される。子どもに知らされず、貧困の自己責任を追及されるから言わない。

第3に、「貧困は支援につながりにくい」ことである。責任を問われることから逃げたい、連絡を取りたくない人に自分の状態が知れる危険を避けたい、自分の「これまで」を否定される、貧困ということを理解しにくく、自分が対象かどうか分からない。

第4に、「貧困施策が利用しにくい」ことである。福祉制度は対象を限定することによって具体化されるので、対象であるのかどうかを厳しく選別される。利用できる場所に施設や制度がなく、利用のための書類や費用などが用意できないことである。

第5に、「貧困施策の効果は時間がかかって評価がしにくい」ことである。福祉施策は、当時者の「必要性」



に対して支援を行うということが多いが、当事者の必要性に合わないことがある。当事者の意識や必要な段階とズレる支援が行われる。評価のための調査などが未整備であることである。

以上を踏まえて、今後の取り組みに必要な視点を述べる。

子どもが、この社会や地域に歓迎され、「自分の人生を生きる」「生きている」という実感が得られるような状態に成長していくための支援が求められる。単に「貧困からの脱却」ということだけでは、不十分である。その考え方の共有が求められる。

自治体として考えるなら、問題が深刻になる前に予防的な支援が働くようにすること、また子育て家庭で子どもの問題が発生した時には、早期発見と回復のための仕組みが働き、地域の人たちと一緒に専門家がかかわり支え合う仕組みのなかで問題を解決して暮らし続けるようにすることが重要である。

パネルディスカッション

秋生 修一郎（東京都足立区子どもの貧困対策担当部長）

簗田 昌一（北九州市子ども家庭局子ども育成担当部長）

荘保 共子（NPO 法人 こどもの里理事長）

*コーディネーター

浜田 進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所）

福田 みのり（鹿児島純心女子大学准教授）



浜田：色々な自治体や NPO が連携すれば、子どもたちの居場所づくりを進めることができるのではないかと考えられる。さらには、出会った子どもとどのような事業が展開できるかを、順番に発言いただきたい。

秋生：子どもの「虫歯」を例に説明したい。東京都 23 区は、中学生までの子どもは医療費全額無料としている。以前、虫歯を 1 年間放置されていた子どもがおり、治療するよう親に指導したら、「どうせ乳歯だから放置してかまわない。私も自分の親から、そうされてきた」と言われた。これは、適切な体験や知識がないため、世代的に繰り返される「貧困の連鎖」である。経済的な問題だけではなく、その連鎖をどうやって断ち切っていくかが課題である。また、地域でその地域の子どものを育てたい、と考えて実践している事業者には、「できるだけ長く事業を続けてほしい」とお願いしている。子どもとの信頼関係が形成されなければ、彼らが本音を話すことはない。そのために、長く続ける工夫が必要である。

簗田：例えば先日、北九州市で行っている子ども食堂の周知のため、学校や放課後児童クラブでチラシを配布したが、あまり子どもが集まらなかった。そこで、校区に住んでいる職員をピックアップし、家庭に子どもがいれば連れてくるように依頼した。それにより最終的には、29 人、30 人の子どもが集まった。



どのようにすれば、施策が必要な子どもたちにその施策が届けられるか、ということが課題である。放課後児童クラブや民生児童委員が、ひとり親家庭をすべて把握しているわけではない。また、子ども食堂を利用する子どもが多い地域、というレッテルを危惧する地域もあった。そのため、登録児童数が多い地域で実施した。行政として実施が難しいところは、民間の力も借りて行う必要があると考えている。

庄保：私たちは、釜ヶ崎が「子どもにやさしいまち」になってほしいと考えている。そのために、各中学校区にその地域ごとで工夫して展開する施策の実現を担う人件費を投じてほしい。人件費があれば、地域で活動できる。中学校区に子どもの居場所を作ることは、「子どもを受け止める場所を確立する」ということである。そのような制度の背景に「子どもの権利」をしっかりと位置づけてほしい。

また、既存の制度として、縦割りの仕組みになっていることの問題が大きい。子どもの問題と保護者の問題（精神疾患など）は、切り離されて対応しているが、子どもと保護者を「家族」として一体的に支援する仕組みが必要である。役所の支援チームは縦割りにになっているため、要保護児童対策地域協議会に支援チームを作してほしい。ケース会議をそこで開けば、医療や教育、家庭問題の対応を協議できる。そのようにして、子どもと家族を守ることを考える必要がある。

参加者1：重要なことは、支援を「横方向」に展開することである。秋生氏は以前から、「子どもの貧困対策の部署は、役所内にはない」と言われている。その解決方法を、皆さんの力を借りて考えていきたいと思う。

浜田：総括コメントを、森田先生にお願いしたい。

森田：本日の基調報告で、5つの「～しにくさ」ということをお話しさせていただいた。これは、子どもや保護者や支援者など、当事者からみてなにか「しにくい」ということである。この「しにくさ」では、問題を構造的にとらえることはできない。本日は、この問題に対する具体的な指摘をしていただき、有意義な話し合いができた。

当事者には、「子どもを生んだのはあなただから、あなたの責任」「離婚したのはあなただから、あなたの責任」という自己責任が突きつけられることが多い。しかし、本人たちはそのことは十分に自覚している。当事者に責任を問い続けても、問題の解決にはならない。

私は、東日本大震災の支援で「人を責めても何も変わらない」「当事者にはどんな力があるか」を考えて支援することの意味を学んだ。いわば当事者の「生きていく力」をみることであるが、「いい環境」で子どもを育てれば、「たくましい力」



がついていくのは確かである。親子にきちんと寄り添える人が必要で、それを継続していけるということが1つのポイントである。

子どもたちには、「意味のある大人」が必要である。子ども施策のなかでパーマネンシー（永続性）は重要な視点である。被災地で「意味のある体験」をした子どもたちは、たくましい力をつけてきている。行政にできること、市民にできることが多くの人に伝わればよいと思う。



- 福田：今回のパネルディスカッションのテーマは、「子どもの貧困」であるが、子どもの目線に立つこと、子どもと大人がいかにつながり、情報をいかにして手に入れ、施策につなげていくかが重要であるということを感じた。市民の中では、まだ子どもの貧困を現実感としてとらえられていない人もいるのではないかなと思う。一方で、貧困にある子どもたちに実際に向き合っている大人たちもいる。子どもの「身近な声」をどう拾っていくかが重要であるように感じる。
- 浜田：現在の貧困問題は、私たちの許容を超えた「格差」という現状があるからだと思う。先日のTV番組の調査で、「弱者を救うべきとは思わない」と回答した人が、日本では38%もいた。日本は「不寛容な社会」になっている。分断された社会から、「子どもにやさしいまち」を目指さなければならない。

特別報告

「子ども施策の現状と課題—『子ども施策全国自治体調査』の結果から」

内田塔子（東洋大学准教授）

この調査は、「子どもの権利」の視点から、全国の都道府県・市町村において、子ども施策の推進状況を見るために実施した。今回で3回目の調査である。時間に限りがあるので、要点を絞って報告させていただく。

大事な点をまず申し上げておきたい。全体的な状況は、子ども施策はどの程度進んだのか、ということである。2004年の前回調査（第2回）と比較し、【よく進んだもの】【変化のないもの】【後退したもの】がある。

【進んだもの】として、「子どもを主たる対象として計画を作っている」という自治体は増加した。子ども実態調査が行われている自治体も、増加した。子どもの権利条例、救済制度については、全体の数が少ないものの、徐々に増えている状況である。「子ども計画」を取り入れている自治体も、少しずつ増加している。「子ども参加」として、会議を取り入れている自治体も増えている。

【変化のないもの】として、子ども計画に子どもの権利の記述があるかということ、その自治体の数は前回調査と比べて変化していない。

【後退したもの】は、広報・啓発活動については、残念ながら後退しているという結果である。

第3回調査の大きな特徴は以上であるが、重要な点は、子ども施策の関連部課で全体的に調整する組織があるかどうかということである。「組織がある」という自治体は、施策が進んでいる。また、子どもの権利条例を作った自治体は、作っていない自治体よりも施策を進めているといえる。次に、市民との連携として、NPOとの関わりがあるかどうかを見ると、連携している自治体では施策を進めているといえる。

具体的な調査結果を報告する。日本全国1,796の自治体に調査したところ、有効回収数705件、有効回答率39.2%であった。自治体により、回答された部署は、教育委員会や子ども施策関連の部課などと違いがある。

アンケート調査は、ユニセフの出している「9 Building Blocks」に対応した項目としているが、そこに含まれていない視点として「子どもの居場所」というものを新たに設けている。

調査は、第1に、前回までの調査との経年比較をみること、第2に、子ども施策の国際的な水準を踏まえて、比較できるように構成した。「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利条約に規定される権利が保障されているまちのことである。基本理念にもとづいて、自治体レベルで法律、計画、予算などに明確に位置づけているまちであり、具体的には「子どもの参加の保障」は、子どもにやさしいまちづくりのすべてのプロセスに関わる。国によって子どもの置かれている環境は異なるが、それぞれの状況で、子どもにとって最低限の権利を保障する取り組みである。

「子どもに関わる組織」は、23.5%の自治体に置かれている。前回調査では5.6%であったので、4倍以上に増加している。また、各部課から子ども施策担当者が集まる会議を設置しているのは、17.8%であるので、横の連携をもって施策を推進しているといえる。

「子どもの意見を計画に取り入れる」状況を見ると、実際に行っている自治体は11.4%である。これは前回調査よりも増加している。

「子どもの実態調査」について、小中学生に対する調査は進展しているが、高校生・大学生世代に実態調査を行っている自治体は少ない。「特に困難な環境にある子どもへの実態調査」は、不登校、体罰、傷害などの調査が比較的行われているが、引きこもり、ニート、セクシャルマイノリティ、不法滞在などの調査は行われていない。「調査結果の共有」は、「行政内外で幅広く共有している」は46.1%、「関係している行政内で共有している」は53.9%であった。

「一般向け広報」は、1995年当時は25.4%であったが、2004年には16.5%、2016年は10.9%である。「パンフレットの作成」は、1995年は16.8%であったが、2016年は8.2%と半分以下になった。子どもの権利条約の啓発の面では、後退していると言わざるを得ない。



自治体内部に調整組織をもっている自治体と、もっていない自治体を比較すると、調整組織をもっている自治体のほうが、子どもの意見を取り入れている割合が高い。また、子どもの権利条例を定めた自治体と、定めていない自治体を比較すると、「子どもが学校活動に参加する仕組み」がある自治体は、条例を定めた自治体では8割である。定めていない自治体では6割と差がある。

「市民との連携」では、子どもの居場所づくりの取り組みは、条例を定めた自治体のほうが定めていない自治体よりも高い。

このように、自治体内部に調整組織をもっているかどうか。子どもの権利条例を定めているかどうか。市民との連携が図られているかどうか。これらが、子ども施策の取り組みに影響を与えているといえる。今後は、これらをより詳細に検討するとともに、各自治体で子ども施策の具体化を図っていなければならない。



特別コメント

レニー・ロザリン（インドネシア女性エンパワーメント・子ども保護省副大臣）

本日は、子ども施策についていくつかコメントさせていただき、日本とインドネシアに共通点があることをお伝えしたい。

インドネシアは、人口約 2 億 5,000 万人、そのほとんどはイスラム教徒である。人口全体のうち、約 8,700 万人が 18 歳未満の「子ども」である。子どもの権利条約と同様に、インドネシアでも「18 歳未満」を子どもの年齢と定めている。

インドネシアには 34 の州、545 の市がある。2010 年から、インドネシアでも「子どもにやさしいまち」づくりが市レベルで開始された。「子どもにやさしいまち」のために、最も重要なのは法的根拠である。インドネシアの場合、「法律」が最高の法的根拠であるが、2002 年、2014 年、2016 年に子どもの保護を目的とした法律を制定した。子どもの具体的に保護する法的基盤という意味で、法律制定は重要と考えている。

インドネシアにおける「子どもにやさしいまち」は、法にもとづいて“システム”を作ることを重視している。このシステムに誰もが貢献し、ネットワークを築く。そのことを通じて、「子どもにやさしいまちづくり」に取り組んでいる。

インドネシアでは、「子どもにやさしいまちづくり」を始める前に、パラダイム転換があった。以前は、子どもに関する支援が個別に行われており、縦割りのであった。2010 年に子どもの権利条約の取り組みを開始してから、統一的に行うことができるようになった。「こどもにやさしいまち」というだけでなく、2030 年には「子どもにやさしいインドネシア」を実現するための取り組みを開始している。2015 年 8 月の段階で、267 の市が「子どもにやさしいまち」づくりの自治体と認定され、現在、302 の市が認定されている。法律にもとづいて、関係省庁が省令を出し、毎年新たな法的整備を行っている。

「子どもにやさしいまち」づくりを、様々な関係者と協力しながら進めている。行政府からは、私が推進組織の委員会の委員長を務めている。24 の省庁と連携をとって進めている。そして司法、警察関

係者、また民間セクター、NGOとも協力して進めている。タスクフォース、専門家チームを中央政府、また州のレベルでそれぞれ設置している。年に2回、定期的に集まって会議を開いている。

子どもの権利条約の「4つの原則」にもとづいて「子どもにやさしいまち」づくりを進めている。戦略としては、一般計画の中に「子どもの権利」を位置づけていくことを重視している。インドネシアでも地方分権化が進んでいるため、中央政府との双方向的な「子どもの権利」を計画に位置づけることが重要である。

子どもの権利を保障するために、子ども本人、子どもを取り巻く環境（市や村、州、国家）の制度的な取り組みを進めていく。制度面以外では、「専門家チーム」と「タスクフォース」の組織的な役割が非常に重要である。知事、市長など首長に「決意表明」していただくために、副大臣である私が自治体に出向き、首長との協議を行っている。それにより、子どもの権利条約に関与する自治体が急速に増えてきている。ほとんどの首長は、子どもの権利条約に好意的だが、実際にどう行動すればよいのか分からない、という場合が多い。したがって、首長への働きかけが重要である。

モニタリング、評価については、指標を設けて実施している。5つのクラスターで指標は31に分かれている。クラスター1には「市民的権利と自由」を定めている。その中に「子どもフォーラム」というものを設けている。子どもフォーラムは、すべての自治体に設置され、子どもの意見が聞けるような仕組みを作っている。「子ども参加」の仕組みをいかに作るかが重要である。インドネシアでは、国レベル、州レベル、市や村の基礎自治体レベルまで、すべてのレベルで子どもフォーラムを設置している。

子どもフォーラムでは、どのような問題を取り上げるかを子ども自身が決定する。2016年は、ネットいじめなど4つの問題を重点的に取り上げることが決定している。また、24時間運営の「子どもヘルプライン」を設けており、いつでも子どもの相談を受け付けている。

「健康と福祉」に関しては、国連で採択された「持続可能な開発目標」や「貧困削減」に関わる目標が設定されている。「教育」については、特に重要なのは「子どもにやさしい学校づくり」である。当然、学校における「子ども参加」を進めることが含まれ、健康的な食事を子どもに提供することも含まれる。日本の「子ども食堂」と同じような形で、子どもに食事を提供している。

私たちは、子どもの「一日の生活」（24時間）を3つに区分して考えている。8時間は家庭で生活し、8時間は学校で生活し、残りの8時間は路上の安全を含めて、子どもがよりよい環境で過ごせる取り組みを進めている。

今回は、北九州市の子ども食堂、大阪市のこどもの里の取り組みから、多く学ばせていただいた。

これからも、インドネシア、日本、世界の子どもたちの権利を守っていくための活動を行っていきたい。





早稲田大学金井研究室・LGBT 法連合会・子どもの人権連 共催シンポジウム 報告

「セクシャルマイノリティは今 -現場で考える性的指向・性自認の課題と実践-」

子どもの人権連

2016 年 11 月 19 日（土）に早稲田大学にてシンポジウム「セクシュアルマイノリティは今～現場で考える性的指向・性自認の課題と実践」が開催されました（共催：早稲田大学金井研究室・LGBT 法連合会・子どもの人権連）。

教職員、学生、地域住民、関係団体等、幅広い参加のもと約 180 人が集い、議論を深めました。全体会および4つの分科会の報告を掲載いたします。

全体会

- 問題提起 金井景子さん（早稲田大学）
- 基調講演 「日本の学校におけるLGBT生徒のいじめと排除」
土井香苗さん（ヒューマンライツウォッチ日本代表）

早稲田大学の金井さんからは、セクシャルマイノリティの学生と向き合って活動してきた中で学生とともに作成したDVDを上映しながら、当事者とともに差別をなくし、誰もがその尊厳を尊重され生きていける社会をつくっていくにはどうすればいいのかが提起されました。金井さんは、全面的に要求を実現することではなく、当事者の子どもたちとともに何ができるのかを一緒に考えていくことが重要であり、子どもに寄り添える教職員であってほしいと語りました。

引き続きヒューマンライツウォッチ日本代表である弁護士の土井さんの講演を行いました。ヒューマンライツウォッチは世界最大級の人権の NGO であり、世界 90 ヶ国で主に調査を行い、政策提言などを行っている団体です。土井さんは、15 年に都道府県をまわり、子どもたちからの聞き取りにより調査とオンラインを行った結果をふまえて、日本は制服等ジェンダー規範が強く、男女の区分が明確であるために多くのトランスジェンダーの子どもなどに苦痛を与える状況が多く、不登校等の原因になっていることなどの指摘をしました。また、同調圧力が強く、権利より「和」を重んずる雰囲気が多くの問題を生んでいるとも語りました。また、当事者のアンケートから、学校で LGBT に関する暴言・否定的発言・冗談を 86%が聞いたことがあるとし、うち 30%は先生の発言だったという結果からも教職員への研修がいかに重要かを説明しました。

第1分科会 子どもと教育・入門編「教室でできる LGBT プログラム」

○講師：Re:Bit

第1分科会は、「子どもと教育・入門編『教室でできる LGBT プログラム』」をテーマに開催された。講師は、特定非営利活動法人 ReBit 代表理事の薬師実芳さんをはじめ、ReBit のメンバーである。ReBit は「LGBT を含めたすべての子どもがありのままのおとなになれる社会」をめざして活動をしている団体である。

分科会は、ReBit の活動紹介から始まった。教育現場や行政等にむけた出張授業・研修や教材作成、LGBT 成人式の運営、LGBT 就活生支援などの活動を展開していることが紹介された。続いて、「LGBT とは」の説明があり、セクシュアリティ（性のありかた）の4要素、LGBT の意味、人それぞれにセクシュアリティが存在していることを学んだ。

グループディスカッションでは、5つのグループに ReBit のメンバーがそれぞれ入り、自分のライフストーリーを語った。幼少のころから感じていた違和感や、周囲から理解されないことで悩んだこと等を聞いた参加者からは、「当事者の思いに初めて触れた」「自分の周囲にも、このような思いをもっている人がいるかもしれない」などの言葉があった。

グループ活動終了後は、再び全体での講話となった。① LGBT の子どもたちが困っていること② 教育現場での対応③保護者への対応④今日からできることが話題となり、ReBit のメンバーからのコメントを交えながら講話がすすんだ。参加者からは、「相談されたときの対応法が少しわかった。」「LGBT かもしれないと思う子がいたとき、どのように接したらよいか考える場となった。」などの声もあがり、「LGBT であってもなくても、気持ちよくすごせる教室」をめざそうとのまとめがされた。

分科会終了時には、「LGBT の方のライフストーリーを初めて聞いて、多様な性について実感した。」「LGBT の子どもへの支援は特別なものではなく、一人ひとりの子どもを大切にしていくことそのものだと気付いた。」「自分の教室にいるであろう LGBT の子どもたちの人権が守られるように、自分の言動を含めて環境を整えていきたい。」等の感想が寄せられた。

LGBT の課題に触れることで、多様な性のあり方について考える場となった。

第2分科会 地方と教育～当事者の視点から～

○講師：土肥いつきさん（高校教員）、浜口ゆかりさん（高知ヘルプデスク）

高校教員の土肥いつきさんと高知のセクシャルマイノリティを支援する「高知ヘルプデスク」の浜口さんの2人の当事者より話があった。土肥さんからはトランスジェンダーであることを「カミングアウト」することは自分が宣言するということではなく「性別扱いの変更を求める」ことであり、「特別な配慮」ではなく「合理的配慮」をすることは、人権の視点から考えて当然であることなどが話された。また、浜口さんからは、地方で暮らす当事者への支援活動の経験から、セクシュアルマイノ

リティは世間との関わりを絶っている場合が多く、DV などの被害があっても発見が遅れる可能性がある」と話され、当事者の自己肯定感を高めることの重要性などを強調した。

第3分科会 法整備～就労現場における課題から～

○講師：LGBT 法連合会

第3分科会は、テーマを「法整備～就労現場における課題から～」として行われた。

はじめに、LGBT 法連合会（正式名称：性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者に対する法整備のための全国連合会）の岩本梓さんから、日本での LGBT についての法整備の必要性について説明があった。G7 の中で LGBT に関する法律が制定されていないのは、日本だけであること。オリンピック開催国では LGBT への配慮は必須であることなどを取り上げ、日本の現状や課題についてわかりやすく話していただいた。また、今後法律を整備していく場合、法制上「LGBT の人々に対する差別禁止」とすると重大な問題があり、正確には「性的指向・性自認（SOGI = Sexual Orientation and Gender Identity）に関する差別の禁止」としなければいけないという説明があった。SOGI を使うことで、「LGBT」を使う場合の不都合（多数者と少数者、当事者への差別など）を解消できることも話された。

後半は、LOUD 代表の大江千束さんから、就労現場からの相談事例をもとに細やかな支援の必要性について話があった。これまで様々な事例に対応しているが、中には長期間に渡って行う伴走型支援が必要な人がいる。また、支援を必要とする人の中には、家族にも頼れず差別を恐れて職場を転々として生活に困窮する人や、孤独に苛まれて精神的に不安定になる人もいる。このような人たちを支援するには、行政の行う縦割りの支援だけでは対応ができず、縦割りの支援をつなぐものが必要であることが話された。

参加者からは、SOGI という概念を初めて聞いたという声や社会の認識を広める意味で法整備は大切であるという感想、全国各地の小さな成功例を集めて広め国へ働きかけ法整備につないでほしいという意見が寄せられていた。

第4分科会 国連や諸外国のとりくみから考える教育

○講師：渡辺大輔さん（埼玉大学）、谷口洋幸さん（高岡法科大学）

第4分科会「国連や諸外国のとりくみから考える教育」は、神谷悠一さん（LGBT 法連絡会）の司会で始まった。

まず、谷口洋幸さん（高岡法科大学）は、「セクシャルマイノリティと国連」というテーマで講演された。国連人権理事会は 2011 年、性的指向・性自認（SOGI）人権決議を行った。その後、国連人権高等弁務官事務所を中心に「Free & Equal」キャンペーンが行われている。「Free & Equal」とは

世界人権宣言第1条であり、このキャンペーンは、この第1条が保障されていない現状に対する問題提起であることを紹介した。また、日本政府はSOGI 共同声明に中心的に関わり、賛同しているにもかかわらず、国内では消極的な対応にとどまっていることを指摘し、わたしたちにできることは、①国際的な人権基準を理解する、②国連の勧告を有効に活用する、③国連に対して情報提供する、とりわけ教育について子どもの権利委員会に日本の状況を伝える必要があることを提起した。

続いて、渡辺大輔さん（埼玉大学）からカナダのトロントの教育実践について報告された。人種のるつぼであるトロントでは、毎年パレードが行われていること、1999年にはオンタリオ州でパートナーシップ法が制定されていることなどを紹介した。1992年からセクシュアルヘルス教育が行われ、ヒューマンセクシュアリティプログラムとして、幼稚園段階からビデオ「That's a family!」を視聴し、いろいろな家族の形態があることを学んでいる。また、トライアングルプログラムでは、高校生の学習権を保障するために、就業体験学習などが行われていることが紹介された。では、日本ではどうするか。教職員のネットワーク、支援グループ等のつながり、教育行政とのつながり、SHIPと神奈川県教委とのような関係づくり、居場所づくりなどをすすめていくことを提起した。

その後フロアもまじえた質疑応答があり、参加者どうして課題を共有するとともに、何をしたらいいのかを考え、深め合うことができた。



第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

行ってきました! 「子どもの権利条約フォーラム2015in石巻」

子ども情報研究センター『はらっぱ』子ども編集部 中山えみる・二葉ひまり

今年の子どもの権利条約フォーラムは石巻で開催され、子ども編集部から代表として中山えみるさん（6年生）と二葉ひまりさん（3年生）が参加しました。中学生たちはテストやクラブの大会が重なり、ぎりぎりまで参加を検討したのですが結果は行けず、小学生2人が代表で参加することになりました。

朝、5時に起きて飛行機に乗り、仙石線の車窓から見える“新しい家ばかり立ち並ぶ風景”に少し不思議さを覚えつつ…石巻へ到着。今回は主催者側の配慮で（3連休中の開催で）「石巻のホームステイ」「語りツアー」の企画もしてくれたので2泊3日で参加してきました。2人が参加を通して感じたこと、考えたことを中心にご報告いたします。



◆ 楽しかったフォーラム ◆

えみる：今年のフォーラムは石巻専修大学でありました。朝5時に起きて、飛行機にのって石巻へ行きました。大学っていう所はふだん、めったに入れない場所だから「大学にいける」というのもうれしかったです。本当は学食もすごく楽しみだったんだけど、休みだったのでそれは残念でした。

ひまり：でも、かわりに行った石巻駅近くのふれあい商店（仮設の商店街）で買った焼き肉弁当はおいしかったね。外なのにソファーと机がおいてあって、そこで食べますと言ったら、お弁当やさんがあったかいお茶をサービスでついできてくれて「やさしいなあ」と思いました。そこにいたねこがすごくかわいかったなあ。

えみる：大学で最初に「ハッピーマーケット」の会場を作りました。黒板いっぱい絵を描いて、自分たちで部屋をつくる場所からやって、それがすごく楽しかった。

ひまり：わたしもそれがすごく楽しかった。自分たちでまさか会場をつくらせてもらえると思っていなかったからわくわくした。あと今年のフォーラムは、本音ぶっちゃけのしゃべり場がたくさんあったから楽しかった。学校であつたいなこと、ともだちのお話をとおとなたちがいていねいに聴いてくれました。「やっぱりね～。ともだちはいろいろあるよね」って。「やっぱりね～」といっ



てもらったら「言ってよかったかな」と少し不安で話していた気持ちが安心にかわった。でも、自分の気持ちを言うのに一生懸命だったから、おとながいった言葉でおぼえているのはそれだけです（笑）。

えみる：と中でグループ替えをしたら、そのグループのおとなは「みんなで絵でもかこう！」って言って、しゃべるだけじゃなくて、しゃべりながら絵を描いたのが楽しかった。

ここで、東京のフォーラムで出会ったMという大学生のお姉さんが「わたしのことおぼえてる〜？」って声をかけてくれて「こんな再会ってあるんや！」とびっくりしました。

◆ 楽しかった分科会 ◆

ひまり：「すごろくで楽しみながら子どもの意見も聴かせて」という分科会に参加したらすごく楽しかったです！まず、おりがみで自分のコマをおります。わたしはつるをおりました。すごろくの中で「こどもの権利条約をよむ」「子どもにネット制限は必要？」「何歳までが子ども？」「どうして男の子はスカートをはかないの？」とか、いろんな質問がありました。質問をみんなで考える時間は、知らない人ともわいわいできて楽しいなと思いました。あと、「おとなが最初にゴールしたらスタートにもどる」というルールがあって、それも良かったです。

えみる：スカートの質問は、最初、え〜っと思ったけど、たしかに「たしかにイギリスのバグパイブの人ははいてる」といわれたら「そうか」と思えました。他にも最初「え〜」と思うけど、少し話したら「そうか〜」がありました。もちろん「そうかな」のままもあったけれど、制服の話では、わたしの学校は制服だから「毎日服が決まって楽やで〜」って思いましたでも、ひまちゃんは「好きな服がきたいからいやだ」とっていました。制服だと交換会が毎年あって、小さくなった制服を人にわたして、大きい制服をもらえるからたとえ制服が高くてても助かる話もしました。このすごろくは答えるのが楽しくておもしろいすごろくでした。

◆ ～交流会～来年はどうする？ ◆

ひまり：フォーラムの交流会のごはんはいろんなものがあっておいしかったです。

えみる：でも、すごい量だったから、最初にあの量を遠くでみたとき、給食みたいに「完食！」っていわれたらどうしようって思った。いろいろあったけど、笹かまがおいしかったなあ。

ひまり：次は大阪でフォーラムするから、大阪名物ってなにかな？と考えてみたら、やっぱり551のぶたまんかなと思った。

えみる：「551のあるとき〜。ないとき〜。」っていうコマーシャルをみんなでやらな！

ひまり：会場にたくさんのランチパックがあってびっくりしました。残ったランチパックは次の日の朝ごはんにもってかえていいよと言ってもらえたので、すごかったです。

えみる：イオンは火曜日と賞味期限が近いやつは安いから、大阪の時に会場の近くにイオンがあるか、確認が必要だと思だと思う。

ひまり：3日目にスタッフがツアーを開いてくれたけれど、大阪やったらどこに案内しようかなあとも思った。たとえばおわらい。吉本？来年はいろいろ考えなあかんことがあるんだとわかりました。

◆「今いわんといて」◆

ひまり：交流会の時に、大きな自己紹介の名札を首からぶらさげました。「おとなにいいたいこと・子どもにいいたいこと」を書くところがあって、わたしは何にしようかなと思ったけど「今いわんといて～」にしました。家でリラックスタイム♪と思って、テレビを見ているのに、そんなときに限ってママがいらんことを言う。この間は「明日から石巻できんちょうする～」と思って一生懸命リラックスしてるのに「どっちの服を着ていく？」とか聞いてくるから!!なんか、そういうことがあるなあと思いました。

えみる：わたしは「わかってるのに、いわんといて」にしました。宿題なんかやるってわかってるのに「やった？」とかわざわざいわんといてほしいなあと思って。

ひまり：Mちゃん（22歳）は「わたしっておとな？」と書いていたのをみました。しゃべり場でもこの質問はでした。

えみる：私は22歳にした。20歳で成人式やけどなりたてほやほやはまだおとなじゃない。1年目でもまだなりたてだから、ちょっとぜいたくに22歳。

ひまり：うーん、わからん。おとなと子どものちがいは・・・年、身長、髪の色、顔のしわ、化粧、話し方、買い物の内容？

えみる：子どもは鉛筆をかうけど、おとなはボールペンをかうとか。

ひまり：シャープペンを使うとおとなになった気がする。

えみる：わたしは「ともだちといっしょにおとまり旅行」にいったら、きとおとなになった気がするな。だから今はちょっと、とくべつな感じ。



◆おとなと子ども◆

ひまり：2日目にホールで「おとなと子どもの対談」があった。石巻のいろんな活動から代表で「おとな」と「子ども」が出て、司会の人「お互いなんて呼んでいますか？」と聞くとこからはじまる。

あれは、なんかいいなあとと思ったから、大阪でもやりたいなあと思いました。

えみる：わたしは、おとなと子どもみんなで遊べたら（例：フルーツバスケット）いいのにと考えた。みんな「あそびが大事」っていうけど、みんなであそべることって実際はなかなかない。だから林間で急に先生とあそぶってなってもちょっと・・・ってなるなあとって。

ひまり：フォーラムの最後に「来年は大阪にみんなきてや〜」って、大阪から行ったみんなであいさつをしました。何回も何回もカンニングペーパーを書きなおしたのに、わたしは緊張しすぎてすごくへんな関西弁を話しているな〜と自分で思いながら話していました。（苦笑）

えみる：あんなに何回もカンニングペーパーを書きなおしたのにな！

◆ 石巻ツアー ◆

ひまり：3日目は「語り部ツアー」がありました。大阪とちがって寒すぎて、本当はバスの中にずっといたかったのが最初の気持ちでした。

えみる：門脇小学校のSさんの話はいろいろ考えました。地震があった日に火事もあった、学校の窓から教壇を渡してみんなが脱出した話をきいて「たくさんの方がのっても机が壊れなくてよかったなあ」と思いました。あと、女川の病院で見た地震後の写真におどろいて「この写真がここ？」とびっくりしました。あと、病院がある場所はけっこう高いと思っていたけど「こんなところにまで津波が!」というのも柱の線でみるとびっくりしました。女川を案内してくれた高校生のおねえさんがラジオのDJをしているときいてそれもおどろきました。高校生なのにDJ!DJブースを見せてもらったら、ケロロ軍曹とモモクロのサインがあつてすごかったです。

ひまり：わたしは門脇小学校が一番心に残っています。2年前にHちゃんたちといったときとはだいぶかわっていました。前はいろんなものがいっぱい落ちていたけど、地面には新しい土があつて。窓ガラスがバリバリの校舎に今は大きな幕がかけてあつた。「壊すのにお金がかかるから。でも子どもが見るとつらいから」とタクシーのおちゃんが教えてくれました。他には、フォーラムで司会をしていたおもしろいお兄さんの話も心に残っています。おじいちゃん・おばあちゃんの名前が死亡者リストにのって、つらかったのに、新聞に「避難所でがんばっています」って2人の元気な写真がうつってびっくりしたって。

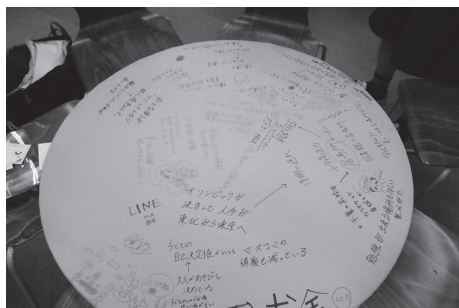
昨日までわらっていためっちゃおもしろいお兄さんに、そんなことがあつたんか〜と知りませ

んでした。

えみる：Sさんの家は、家がまるごと流されて、まだ家が見つかっていない。後で竹刀だけが見つかって届けてもらったときいて「それはいややなあ」って思った。

ひまり：防災バックには、カンパンとか食べ物その他に写真とか思い出もいれとかなあかんのやなあとわかりました。

えみる：女川の方が、地震の日の夜、食べるものがなく



て先生が職員室にあったかりんとうをもってきてくれて、それを粉々にしてくれ、少しずつみんなでのんだと聞いて「かりんとうを飲むってすごい」と思った。

ひまり：地震があった日は、卒業式の前日で図書室にいて、本棚の間で命が助かったって。屋上に上がったら津波に人がたくさんうかんでたって。息が苦しかったやろなぁと思った。死体が道にあった話もして「ここに」といわれたときはこわかった。途中でもう聞きたくないな。バスからおりたいなぁ、でもここでおろされてもなぁと思いました。

えみる：話す雰囲気 genuinely ちがったから、フォーラムで面白い司会をしていた人とツアーでバスで話をしてくれた人が同じ人ってわからなかった。

ひまり：「らいつ」（児童館）にも行きました。あんなところが大阪にもあったらいいな。

えみる：毎日いける所に「子どもが会議できる場所」があるっていうのいいなと思った。ここにくれば会議に参加できるっていうことは、いつでもアイディアが出せるっていうこと。わたしやったらあそこで新しいイベントを提案したい。楽校がいつでもできるみたいでいいかも。

◆ ホームスティ ◆

えみる：出発前に「2日目の夜は子どもだけホームスティ」といわれて「え～! いややなぁ」って思いました。人の家に泊まるって結構えんりょもするし。厳しい人やったらどうしようと思った。

ひまり：いっしょ! 飛行機にのるよりめっちゃくちや不安だった。

2人：でも実際は、すごく楽しかったね!

ひまり：晩御飯にうすときねでおもちつきをしたからおどろいた。

えみる：なっとう、大根、きなこ、あんこ、ずんだで食べた。枝豆をつぶして食べるなんてまずそうな気がしたけどおいしかった!

ひまり：大阪の家と全然ちがうのもおどろきました。例えば、トイレは外でこわかったです。しかも初ボタンでびっくりしたのときんちょうしました…。ストーブもおふろもマキを燃やしていたから火の匂いがずっと心に残っている。あとは、寝る部屋にあった日本人形がドキドキした。こけしも。初めてだらけの夜でした。

◆ 思いがけない贈り物 ◆

クリスマス前に、ホームスティをさせてくれた N さんから、なべちゃんから写真とプレゼントが届きました。なんとそれは、N さんがつくったお米とねぎです! ふくろには N 工房という文字があって、感動しました。すごくうれしくて、早速 2 人でクリスマスカードを書いておくりました。これからもずっとカードをおくれるくらい仲良しでいれたらいいなと思っています。



子どもたちと一緒に考える 被災地の復興支援

2017年3月9日(木) 13時～17時 ※受付12:30～

東洋大学 白山校舎 1号館1601教室 *都営地下鉄三田線白山駅A3出口より徒歩5分/東京メトロ南北線本駒込駅1番出口より5分



東日本大震災から7年目を迎ようとしています。中学2年生で被災した子どもたちが、今年の「成人の日」の主人公になりました。彼ら/彼女らは被災直後、中学3年生の時期に義務教育の中で被災体験を共有し、その体験の意味を学校で考えたり、支援を受けたりしてきました。そうした意味で彼らが成人になったこの時期をとらえて、もう一度子ども期に提供された支援内容について、質や量や方法を検討する必要があると思います。

震災から6年を経た今、支援を受けてきた若者たちが語る震災時と後の子ども・若者支援の価値と課題はどのようなものなのでしょう。6年間の継続的な支援の中で高校生や大学生となった彼らは、被災当時のことや復興のことなどについて語ることによって考え、生まれ育った地域のために、様々な取り組みを始めています。

私たちは、子どもの声を大切にし、被災地域の復興に子どもの声を反映させるためのあり方について考え進めてきました。2012年1月に実施した第1回シンポジウムではおとなたちで考えました。2013年1月に実施した第2回目からは、被災後いろいろな形で寄り添ってきた子どもたち(中・高校生)が集い、大学生と一緒に支援の在り方について語りました。3回目には福島の子どもたちが加わり、4回目には高校3年生が独自に復興の牽引者として復興への意見交換をする姿を見せてくれました。5回目には大学生や高校1年生になった子どもたちが復興への具体的な活動の報告をしてくれました。

被災地の子どもたちは積極的に出会いと語りの場を求め、自分たちの感覚を言語に変え、発言をすることで共有し、具体化する方法を探ってきました。毎年仲間や先輩たちが参加し、安心できる会になった場で、伝えたい同世代や大学生、おとなたちに対して語ることは楽しいと、何度も成長した姿を見せてくれる頼もしい子どもたちが育ってきました。第6回にあたる今年も、この子どもたちの営みを支え、子どもたちの意見を受け止めたいと思います。

私たちおとなは、その意見を聴き、新たな段階に入っている被災地支援について、子どもたちと一緒に考え、提言をしていきたいと思っています。ぜひ、ご参集ください。

<プログラム>

1. 基調報告

東日本大震災における子ども支援の
取り組みのこれまでとこれから
森田明美 (東洋大学)

2. 被災地の子ども若者たちの報告と 大学生・支援者との意見交換 (3グループに分かれて意見交換)

高校生と若者たち(岩手県山田町、南三陸町、東京など避難者)、東洋大学社会学部学生、被災地出身の大学生など
ファシリテーター

林大介 (東洋大学)

清水冬樹 (旭川大学短期大学部)

谷川由起子 (NPOこども福祉研究所)

3. 全体討議

3つのグループの報告を受けながら参加者と一緒に考えます

4. 参加団体からのメッセージ

*17時30分から子どもたちを囲んで軽食付きの交流会を実施します。参加費500円

司会進行

荒牧 重人 (東日本大震災子ども支援ネットワーク
運営委員 山梨学院大学教授)

森田 明美 (東日本大震災子ども支援ネットワーク
事務局長 東洋大学教授)

【主催】東日本大震災子ども支援ネットワーク
【後援】東洋大学社会学部・東洋大学福祉社会開発研究センター
【問い合わせ】東洋大学森田明美研究室 TEL・FAX 03-3945-7481

参加の場合はe-mailにてお申込みを必ずお願いします。

E-mail : info@shinsai-kodomoshien.net

Event information

第16回 東日本大震災子ども支援意見交換会 —震災から丸6年、子ども・若者たちと考える被災地の復興—

2017年3月10日（金）11時～13時
衆議院第2議員会館1F-多目的会議室

東日本大震災から7年目を迎ようとしています。中学2年生で被災した子どもたちが、今年の「成人の日」の主人公になりました。彼ら/彼女らは被災直後、中学3年生の時期に義務教育の中で被災体験を共有し、その体験の意味を学校で考えたり、支援を受けたりしてきました。そうした意味で彼らが20歳になったこの時期をとらえて、もう一度子ども期に提供された支援内容について、質や量や方法を検討する必要があると思います。

私たちは震災後の子ども若者の話を聴き続ける中で、被災の記憶が薄れていく岩手・宮城、そして今も厳しい原発事故後の暮らしを送っている福島子ども・若者たちの被災体験をきちんと踏まえ、今こそ当事者たちの参加が保障された『東日本大震災子ども・若者白書』がつくられなければならない時期であると考えているに至っています。

震災から6年を経た今、支援を受けてきた若者たちが語る震災時とその後の子ども・若者支援の価値と課題はどのようなものでしょうか。6年間の継続的な支援の中で高校生や大学生となった彼らは、被災当時や復興期のことなどについて語ることによって考え、生まれ育った地域のために、様々な取り組みを始めています。

震災を経験した高校生・大学生の話を聴いて、震災時から現在に至るまでの思いに心を寄せながら、彼らと一緒に、これからの子ども支援のあり方について、東日本大震災から7年目を迎える日に考えたいと思います。どうぞ、ご参加ください。

プログラム

- 1 7年目の子ども支援に求められる視点と課題
森田明美（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長 東洋大学）
- 2 20歳になった被災地の若者たちが
取り組もうとしていること
南三陸町等で被災した子どもたち project M
- 3 高校生が今被災地の復興にできること
山田町ゾンタハウスZOO café ※応援している大学生
- 4 被災地における子ども・若者支援活動
—南相馬復興大学と若者活動が目指していること
花岡 高行（南相馬市企画課復興推進係）

- 5 被災した若者、支援者からの発言
- 6 関係省庁からの報告とコメント
復興庁 厚生労働省
文部科学省 内閣府
- 7 意見交換

司会進行：森田明美
（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長 東洋大学）
荒牧重人
（東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委員 山梨学院大学）

<主催> 東日本大震災子ども支援ネットワーク <後援> 東洋大学福祉社会開発研究センター
連絡先：東洋大学白山校舎2号館608号 森田明美研究室
TEL・FAX 03-3945-7481 E-mail : info@shinsai-kodomoshien.net

子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2016/11/18 【朝日新聞】

原発避難先のいじめで指導 文科省

福島第一原発事故に伴い、福島県から横浜市に自主避難した中学1年の男子生徒がいじめを受けて不登校になった問題で、文部科学省は17日、避難している子どものケアやいじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底について、各自治体の教育委員会の生徒指導担当者らに指導した。文科省は会議で、自治体の教委担当者ら約200人に対し、学校の対応の問題点について説明。原発事故で避難している子どもへのケアに特に留意するよう促した。同省は16日も、横浜市教委の幹部や担当者と呼び、今回の対応について対策法に照らして検証するよう指導した。

■ 2016/11/23 【朝日新聞】

不登校の子支援、法案が衆院通過 「校外で義務教育」盛らず

フリースクールなど、学校以外で学ぶ不登校の子どもの支援を目的にした教育機会確保法案が22日の衆院本会議で可決され、今国会で成立する見通しが強まった。当初は、学校外での学びを義務教育制度に位置づけることをめざしたが、反対論が根強く、この部分を削除する大幅な修正が行われ、可決された。本会議では、自民、公明、民進、日本維新の会が賛成し、共産、自由、社民が反対した。法案は、不登校の子が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が行われるようにする、などの基本理念を明記。国と自治体は、学校以外での「多様な適切な学習活動」や「休養の必要性」を前提に、子どもや保護者に情報提供などのための措置を講じるとした。また、不登校の子の教育機会確保のため、「必要な財政上の措置を講じるよう努める」とした。不登校の子に配慮した教育課程の「不登校特例校」や、学校復帰の指導をする自治体の「教育支援センター」

の整備に努めることも掲げた。義務教育を受けられなかった人向けに、夜間中学などで就学の機会を提供することも盛り込んだ。超党派の議員連盟がまとめた当初の法案は、不登校の子がフリースクールや家庭で学ぶことを義務教育として認める内容だったが、一部政党から「学校に行かないことを助長する」などの反対論が出た。不登校の子の支援団体からも批判があり、この部分が削られた。関係者の反応は割れている。2009年から法律制定を求めて活動してきたNPO法人「東京シュール」理事長の奥地圭子さんは「(フリースクールを義務教育に位置づけるなど)いろいろな学びを選べる法案にはならなかったが、どれを選ぶか明るく話せる時代の扉は開いた」と話す。一方、「不登校・ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク」世話人の内田良子さんは「不登校はだれにでも起こりえるのに、不登校の子を法で定義することで不登校への否定的なまなざしを強め、差別を生む」とする。

■ 2016/11/23 【朝日新聞】

子どものうつ病に診療指針 家庭・学校と連携を／薬の使用慎重に

子どものうつ病は、診療が難しい。適切にできるようにと、日本うつ病学会が7月に指針をつくった。本人や家族の話をよく聞いて、家庭や学校と連携することの重要性を指摘。薬の使用は慎重にするように求めている。うつ病は児童・思春期の間に5%になるという推定がある。珍しい病気ではないが、適切に診療されているとは限らないという。学会が改訂したうつ病治療ガイドライン(指針)に、初めて「児童思春期のうつ病」が盛り込まれた。大阪大の橋本亮太准教授(精神医学)は「うつ病の診療は難しい。子どものうつ病はさらに難しいので、指針が求められていた」と話す。指針では、子どもの診断基準は大人と同じで可能とし、米国精神医学会の基準を紹介。「抑

うつ気分」または「興味や喜びの著しい減退」があり、「不眠や過眠」などの特徴的な症状がほとんど一日中みられ、それが2週間以上続く状態とした。現時点では、国内での臨床研究で安全性や有効性が示された子ども用の抗うつ薬は存在しないと明記。そのことを本人や家族に説明し、効果とリスクを検討したうえで同意を得て使い、少量から始めるとした。指針をまとめた北海道大の斉藤卓弥特任教授（児童思春期精神医学）は「大人のうつ病に効果がある薬の中には、子どもには効果がなく、かえって副作用が出てしまうものがあることに注意しなければならない」と語る。海外で効果が報告されたセルトラリンとエスシタロプラムが選択肢となる。

■ 2016/11/29 【朝日新聞】

貧困の子へ贈与「税軽減」 来年度税制改正、政府・与党で議論

来年度の税制改正論議で、貧困家庭の子どもに対する贈与税を一定額まで免除することが議題になっている。祖父母や親から教育資金をもらうと最大1500万円まで課税されないが、篤志家からもらうと税金を払わなければならない。この格差を是正する狙いがある。現行では30歳未満の子や孫に教育資金を一括で贈与する場合、最大1500万円まで贈与税がかからない。だが、血縁関係がない場合は年間110万円を超える分が課税される。仮に一括で1500万円を受け取れば約450万円の税金を納めなければならない。内閣府と厚生労働省は来年度の税制改正要望で、貧困家庭の子どもが篤志家から教育資金を受け取った場合、最大1500万円まで贈与税を非課税とすることを提案。内閣府は「資力のない親の代わりに教育資金を出すと考えれば理解は得られるのでは」とする。22日の自民党税制調査会では「貧困の連鎖や世代間格差の解消につながる」との意見も出た。しかし、政府内には「篤志家と出会えた子どもと出会えなかった子どもとの間で不公平が生じる」との懸念があり、与党協議では「来年度の税制改正に盛り込むのは難しい」との意見が強いという。児童養護施設や里親家庭

の出身者の自立を支援しているNPO法人エンジェルサポートセンターの高橋利之理事長によると、企業の活動として支援に関わっているうちに、進学を希望する子どもへの援助を申し出た人もいう。高橋理事長は「進学を諦めたり中退したりする子も多く、篤志家の支えは大きい」と期待する。

■ 2016/11/29 【朝日新聞】

小4と中2の平均点、 過去最高 昨年の国際学力調査

57の国と地域が参加した2015年の国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）で、日本の小学4年と中学2年の平均点がいずれも過去最高になった。一方、数学や理科が「楽しい」「得意だ」と答える中2の割合は国際平均を下回り、学びへの関心や意欲をどう育てるかに課題が残った。国際教育到達度評価学会が29日、公表した。日本では小4では148校約4400人、中2では147校約4700人が参加。各国・地域の小4と中2に当たる学年が対象で、国際的なガイドラインに従い、地域性などを考慮して参加各国の子どもたちの状況の縮図になるよう抽出したという。調査結果によると、小4の平均点は、算数が前回より8点高い593点、理科は10点高い569点で、いずれも2回続けて上がった。中2の平均点は、数学が16点高い586点、理科は13点高い571点で横ばいから上昇した。順位をみると、中2の理科は前回の4位から過去最高の2位に、小4の理科は4位から3位に上がり、小4の算数と中2の数学は前回と同じ5位。いずれの学年も1位はシンガポールで、各教科の5位以上には韓国や台湾、ロシアなどが入った。各教科が楽しいかや、得意かを尋ねた意識調査では、「理科は楽しい」が小4で90%に上り、国際平均の87%とほぼ同じだった。だが、中2では「理科は得意だ」は45%にとどまり、国際平均の53%と比べても低かった。「数学は得意だ」と答える中2も39%で、国際平均の48%を下回った。「ゆとり教育」への批判から、文部科学省は08年に改訂した学習指導要領で、算数と数学、実験を含めた理科

の学習内容と授業時間を増やした。同省学力調査室は「平均点上昇は指導要領に基づく取り組みが奏功した」としつつ、関心などが低い点については「中学では学習内容が難しくなり、テストなどで評価が厳格になることも影響しているのではないかとみている。

■ 2016/12/7 【毎日新聞】

読解力低下、 科学・数学順位は過去最高に 国際学力調査

72の国・地域の15歳が参加し、「読解力」「科学的リテラシー（活用する力）」「数学的リテラシー」の3分野を調べた2015年の国際的な学習到達度調査（PISA〈ピザ〉）で、日本の「読解力」の平均点が前回より低下したことがわかった。一方、「科学」「数学」の2分野の平均点の順位は、現在の調査方法になって以降、いずれも過去最高だった。経済協力開発機構（OECD）が6日、発表した。調査結果によると、文章や資料などから情報を読み取り、論理立てて自分の考えを記述する「読解力」は前回より22点低い516点で、4位から8位になった。520点で8位だった前々回（09年）並みで、OECDは、統計上、偶然とは言えない有意な低下だと分析する。とりわけ、難易度の高い問題に正答した生徒の割合が前回より7・7ポイント減った。文部科学省は要因について、問題表示や解答が紙での筆記からコンピューターの使用に変わったことを挙げ、「複数の画面を見て答える問題などで、子どもたちに戸惑いがあった」としつつ、「情報を読み解き、言葉にする力で課題が浮かんできた。スマートフォンでインターネットを利用する時間が増える一方、筋だった長い文章を読む機会が減っている」（同省教育課程課）と分析する。OECD教育・スキル局のアンドレアス・シュライヒャー局長は、コンピューターへの移行について「情報化社会でのものの読み方の進化を反映させた」と説明。「様々な情報を対比させ、批判的な目で見て、見極める能力が必要になっている」と指摘した。一方、「科学」の平均点は538点で、06年以降で最高だっ

た前回より9点低いが、順位は4位から2位に上がった。「数学」も03年以降で最高だった前回より4点低い532点だが、7位から5位に上がった。科学、数学、読解力の1位はいずれもシンガポール。各分野の5位以上には香港、台湾、フィンランド、カナダなどが入った。また、科学についてのアンケートで「学んでいる時はたいてい楽しい」と答えた日本の生徒は49・9%で、OECD加盟国の平均62・8%を大きく下回った。「知識を得ることは楽しい」もOECD平均を下回る54・7%で、06年よりも3・2ポイント低く、学びの楽しさを十分に感じていないことが浮き彫りになった。文科省は、03年調査で日本の順位が急落した「PISAショック」を受け、学習指導要領の改訂で学ぶ内容を増やすなど「脱ゆとり」の政策を進めてきた。今回の結果を受け、読解力向上への「指導改善ポイント」を作るほか、国語の授業で情報通信技術（ICT）を活用している北欧の事例研究などを進める。

■ 2016/12/8 【朝日新聞】

不登校の子の学び、国や自治体が支援 教育機会確保法が成立

フリースクールなど学校以外の場で学ぶ不登校の子どもの支援を目的にした教育機会確保法が、7日の参院本会議で可決、成立した。不登校の子の教育機会の確保のため、国や自治体が必要な財政支援に努めることなどが盛り込まれている。同法ではほかに、不登校の子どもが学校以外の場で行う「多様で適切な学習活動」や、個々の子どもの「休養の必要性」を踏まえ、国や自治体子どもや親に情報提供するなどとした。また、義務教育を受けられなかった人向けに、自治体が夜間中学などで就学できるような措置をするとしている。同法の内容は来年2月までに順次、施行される見込み。超党派の国会議員連盟が昨年まとめた当初の法案は、不登校の子がフリースクールや家庭などで学ぶことも義務教育と認める内容だった。これに対し、自民党内から「学校に行かないことを助長する」などの反対が出たほか、共産党などにも慎重論があっ

た。不登校の子や保護者の支援団体からも異論があり、同法は義務教育と認める部分を削るなど、当初案から大幅に内容が変わった。

■ 2016/12/12 【毎日新聞】

児相一時保護 2カ月超なら家裁判断 長期化を抑制

児童相談所（児相）が虐待などを受けた子どもを親元から引き離す一時保護について、厚生労働省は親の同意がないまま法定の2カ月を超えて保護を続ける場合、家庭裁判所の許可を必要とする制度導入の方針を固めた。司法関与を強めることで手続きの適正性を担保し、一時保護の長期化を抑制する狙いがある。同省の有識者検討会が12日まとめた論点整理を踏まえ、関係省庁と来春を目指した児童福祉法改正などの協議を始める。厚労省によると、2014年度に全国の児相が子どもの一時保護を終了した件数は3万5174件で、10年前の約1.4倍に増加。児童福祉法は保護期間を2カ月以内としているが、検討会が今年4～9月の実績1万99件を調査したところ、約12%の1204件は2カ月以上で、うち156件は親の同意がなかった。保護期間が半年や2年を超えるケースも複数あった。長期化の背景には、委託先となる里親家庭や施設に空きが少ないことや、委託への親の同意取得に手間取ることがある。その間、子どもは通学や外出が制限され、親も親権が一部停止されるなど、権利の大きな制約が生じる。同意がない場合に延長の可否を決める審議会についても「事実上すべて認めており、意味がない」と空洞化を指摘する声がある。一方、家裁の関与は、申し立ての準備などで児相の負担が増すため、検討会で「迅速な保護を妨げる」との慎重意見も相次いだ。このため厚労省は一時保護の事前の司法審査導入も将来の視野に入れつつ、まず2カ月を超える不同意のケースで導入すべきだと判断した。体制強化に児相への弁護士の配置などを進める。また、虐待の再発防止策として、家裁が保護者に児相の指導に従うよう促す仕組みの導入も検討する。

■ 2016/12/19 【朝日新聞】

公立小中の給食無償化、 全国55市町村 朝日新聞社調査

公立小学校や中学校の給食を無償で提供する自治体が、全国で少なくとも55市町村あることが朝日新聞社の調査でわかった。うち半数以上がこの3年間で無償化。さらに2市町が来春から始める。大半が、家計の負担軽減による子育て支援や少子化対策として取り組む。朝日新聞社が全都道府県教育委員会に実施市町村を尋ねたうえで、個別市町村に取材し、12月1日時点の状況をまとめた。給食費を全額補助して無償にしているのは北海道三笠、栃木県大田原、滋賀県長浜、兵庫県相生の4市と28町23村。人口1万人未満の市町村が4分の3を占める。大半は小中学校とも実施しており、小学校のみは2市1町1村。開始時期は2015年度が14町村と最も多く、14年度が9町村、今年度が7市町村だった。さらに、来年4月から群馬県みどり市と鹿児島県長島町が予定している。今年度の予算規模（対象人数）は、大田原市が2億7千万円（約5300人）で、長浜市が1億6千万円（約6千人）、相生市が1億790万円（約2400人）。みどり市は来年度分を約2億2千万円（想定約4200人）と試算している。ただ、全国の公立小中学校の児童・生徒数に対する無償化の対象人数は1%未満で、まだ少ない。教育委員会や給食センター担当者は無償化の効果として、保護者の負担軽減に加え、結果として給食費の滞納や未納トラブルがなくなったことなどを挙げる。給食費の負担を部分的に補助する制度を導入する自治体も増えており、全1741市区町村のうち、少なくとも396市区町村あった。第3子から無償とし、子育て支援を前面に出す自治体もある。

■ 2016/12/20 【朝日新聞】

発達障害児への教員、強化 教員1人に16.5→13人

文部科学省は19日、2017年度から、発達障害のある子らが別室などで学ぶ「通級指

導」や外国人児童に日本語を指導する教員の配置を今より手厚くすることを決めた。少子化に伴い、機械的に教員を減らす「自然減」分を除くと、教員全体では今年度より計868人の増員となる。「通級指導」の教員1人当たりの子どもの数は16年度の16・5人から13人になる。教員不足で通級できない「通級待機」が減るほか、よりきめ細かい指導ができるようになる。日本語指導の教員も同様に21・5人から18人になる。教職員の定数は、子どもの数などに応じて機械的に決まる「基礎定数」と、各校の課題などに応じて配分する「加配定数」で決まる。17年度から通級指導の教員などの基礎定数化を始め、今後10年間で、いまの加配定数（約6万4千人）の約3割を基礎定数に入れる。これにより、各自治体は年度ごとに変動の可能性がある加配に頼る余地が少なくなり、正規雇用の教員を配置しやすくなる。一方、いじめや不登校への対応（25人増）、貧困などによる学力課題の解消（50人増）、小学校の英語などの専科指導の充実（165人増）は加配で対応する。この結果、17年度の教職員定数は約69万人となり、17年度の政府予算案に約1兆5千億円を計上する。文科省は、定数の新たな算定基準を盛り込んだ義務教育標準法の改正案を来年の通常国会に提出する。

■ 2016/12/22 【朝日新聞】

厚生労働省「子ども家庭局」新設 保育や児童虐待防止を担当

厚生労働省は22日、来年度から子育て支援に特化した「子ども家庭局」を新設することを決めた。男女共同参画の推進と子育て政策を担っていた現行の「雇用均等・児童家庭局」から独立させ、保育や児童虐待防止、母子保健を担当する。女性活躍推進などは労働基準局などが担っていた働き方改革に関する業務とあわせて「雇用環境・均等局」を新しくつくり、同一労働同一賃金の実現などをめざす。

■ 2016/12/22 【朝日新聞】

不明の子を全国追跡、 児童虐待に専門部署 大阪府警

相次ぐ児童虐待を受け、大阪府警は来年4月に、都道府県の枠を超えて所在不明の子どもの追跡し、安否を確かめる専門部署「児童虐待対策室」を設ける方針を決めた。捜査関係者が明らかにした。トップに警視の専属所属長を据える。警察庁は都道府県警のこうした部署を「ほかに把握していない」としており、全国初とみられる。児童相談所（児相）や自治体と連携し、事件を未然に防ぐ。対策室は生活安全部少年課に設置。計15人程度の組織となる見通しだ。厚生労働省によると、18歳未満の児童への虐待に関する児相の相談対応件数は昨年度、大阪府内が全国で最も多く、1万6581件だった。

■ 2016/12/22 【朝日新聞】

小5・6年英語、正式教科に 中教審が新指導要領を答申

中央教育審議会（会長、北山禎介・三井住友銀行会長）は21日、学習指導要領の改訂について審議結果をまとめた答申を松野博一文部科学相に出した。小学5、6年の英語を「外国語活動」から正式な教科にするほか、「歴史総合」「公共」など高校の必修科目を新設する。子どもたちが討論やグループ活動などを通じて能動的に学ぶ「アクティブ・ラーニングの視点」も鮮明にした。松野文科相は答申を受け、小中学校については今年度中に新指導要領を示す。高校分は2017年度中に公表する。新指導要領は小学校は20年度、中学は21年度から全面的に実施し、高校は22年度以降の入学生から適用する。今回の改訂では「何を覚えるか」が中心だったこれまでの指導要領を転換し、それぞれの教科を学ぶことで「どんな資質・能力がつくか」も明記する。グローバル化や情報技術への対応も充実させる。小学5、6年では英語教育を教科に格上げ。「話す・聞く」に「読む・書く」も加え、授業時間を週2コマ分（年間70コマ）に倍増する。3、4年も週1コマ分の「外国語活動」を始める。「プログラミング教育」

も加わり、コンピューターに指示を出す作業を体験して基礎的な考え方を身につける。小学校の授業時間は、これまでの限界とされてきた週28コマ（年間980コマ）を超える。高校では、地理歴史の全科目を再編。グローバル化時代の国際的な相互理解の基本として、世界と日本の18世紀後半以降を学ぶ必修科目「歴史総合」を新設。「地理総合」も必修にする。公民は18歳選挙権も念頭に主権者として学ぶなどの必修科目「公共」も新しく設け、現代社会はなくす。国語は、論述や議論を通じて表現力を伸ばす目的で「現代の国語」と、古典を中心に現代とのつながりも学ぶ「言語文化」の必修2科目を新設。数学と理科を活用して多角的に思考する力を養う選択科目「理数探究基礎」「理数探究」も新設する。英語は「読む・聞く・書く・話す」の4技能を育成するため、計6科目とする。情報ではプログラミングを全員が学ぶ。小中高校を通じてアクティブ・ラーニングの視点も強く打ち出した。先生が児童・生徒に一方的に教える形ではなく、能動的に参加できるようにした指導・学習方法を全教科で求める。1998年の指導要領改訂では「ゆとり教育」で内容を3割減らしたが、学力低下批判もあり、08年の改訂では「脱ゆとり」を掲げ、逆に増やした。今回も内容は減らさない方針だ。

■ 2017/1/6 【朝日新聞】

部活動に休養日を 文科省が通知、 教員の負担軽減へ対策

文部科学省は6日、教員の長時間労働を減らすため、運動部の部活動で休養日を設けるよう求める通知を全国の教育委員会などに出した。全国で約20カ所をさまざまな負担軽減策を試みる「モデル地域」に指定するほか、4月からは専門家を「業務改善アドバイザー」として各地に派遣。業務を減らす方策などを助言する。運動部の部活動をめぐっては、土日に休養日を設けていない中学が、全国で4割を超えることがスポーツ庁の調査でわかっている。通知では「学校の決まりとして休養日を設定することなどを通じて、運動部活動の適切な運営を図ること」を求めた。松野博一文科相は6日の記者会見で「部活動指導での教員の負担を大胆に減らして

いく」と述べ、2017年度中に適切な練習時間や休養日数を示すガイドラインを作る考えを示した。

■ 2017/1/14 【毎日新聞】

家裁が早期関与 都道府県に保護者の指導勧告 政府方針

政府は、児童虐待対策として、家庭裁判所が早期に関与できる制度創設の方針を固めた。現在は、親子を強制的に引き離す際に関与しているが、その前段階で、都道府県に対し、児童相談所を通じて保護者を指導するよう勧告できるようにする。早期の関与によって、家庭で生活しながら親子関係が改善するように促す。新制度は、子どもと同居している保護者が児相による再発防止のための指導に従わない場合などを想定する。児相による申し立てを受け、家裁は都道府県に対し、児相が保護者を指導するよう勧告する。昨年成立した改正児童福祉法は「家庭での養育」のために保護者を支援することを国や自治体の責務として明記。新制度は、これを推進する狙いがある。家裁の勧告があっても保護者が従わなければ、子どもをより良い養育環境に移すことが求められる。しかし、親子を強制的に引き離す必要性を見極める判断は難しく、結果として最悪の事態を招くケースもある。家裁の勧告があっても保護者が指導に従わなければ、児相が施設入所や里親委託などに踏み切る判断材料となる。政府は当初、家裁が直接保護者に指導を受けるよう「命令」することを想定していたが、「司法の家庭への介入」に対する慎重論は根強く、都道府県を通じた勧告に落ち着いた経緯があり、厚労省内にはより実効性を高める対応を求める声もある。

■ 2017/1/15 【朝日新聞】

先生の7割、週60時間超勤務 小中4500人対象、他業種上回る 連合総研調査

週に60時間以上働く小中学校の先生の割合が70～80%に上がることが、全国の公立小中学校の教諭約4500人を対象にした連合のシンクタンク「連合総研」の調査でわかった。医師

や建設業、製造業など他業種より格段に高い割合だ。特に運動部の顧問の先生は出勤が早く、午前7時前に出勤する人が15%いた。文部科学省も学校現場の負担減へ対策に乗り出している。調査は2015年12月、労働組合に入っているかに関係なく、公立小学校教諭2835人、中学校教諭の1700人を対象に実施。小学校1903人（回収率67%）、中学校1094人（同64%）が回答した。調査では、週あたりの労働時間を20時間未満から60時間以上まで5段階に分けた。小学校教諭で週60時間以上働いている割合は73%、中学校は87%。小中とも50時間未満の教諭はいなかった。単純には比較できないが、11年に労働政策研究・研修機構が調べた医師の40%を上回ったほか、連合総研が16年に調査した建設業の13.7%、製造業の9.2%、運輸・情報通信業の9.0%を上回っている。特に中学の運動部顧問の場合、午前7時以前に出勤する教諭が15%、午後9時以降に退勤する人は22%に上った。最も負担に感じている仕事は、小中とも「保護者・地域からの要望・苦情への対応」（小84%、中82%）で、国や教育委員会からのアンケート（小83%、中80%）が続いた。調査を分析した油布（ゆふ）佐和子・早稲田大大学院教授（教師論）は『『子どものために』という先生たちの善意が長時間労働をもたらし、自身の首を絞めている。私生活を犠牲にし、自ら学ぶ時間もないため、結局は教育の質の低下につながるだろう』と指摘する。松野博一文部科学相は6日、業務改善の重点モデル地域を指定する▽部活動に休養日を設けるなど負担を減らす▽業務改善を助言するアドバイザーを派遣するなどの負担軽減策を打ち出している。

■ 2017/1/24 【朝日新聞】

英語、音声教材も審査 教科書検定審が論点整理案

文部科学相の諮問機関「教科用図書検定調査審議会」は23日、英語の教科書を音声化した教材について、小学校の教科書検定がある2018年度以降、チェックすることを盛り込んだ論点整理案を示した。教科書検定の対象は

紙に限られており、同省は教科書検定基準とは別にガイドラインを定めることも検討する。英語で「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能育成が求められていることや、「教科」になる小学校英語で、音声教材の必要性が指摘されていることを踏まえた。案では、教科書会社が英語の音声を聞けるよう各社のウェブサイトに掲載した場合、掲載場所を示すURLやQRコードについて「積極的な記載を許容する」とした。その上で音声化された情報は教科書そのものではないことを踏まえつつ「現実的に可能なチェックのあり方を検討することが必要」としている。具体的には、教科書会社が検定申請時、音声を保存した記録媒体も提出。流暢さや正確さを逐一チェックするのではなく、音声教科書の内容に沿っているかを審査する、とした。音声に特化して確認を行う専門家に、新たに委嘱するなどの態勢作りも求めている。案ではこのほか、検定中の教科書を見せて意見を聞いた謝礼などとして教員らに金品などを贈る行為に対しても言及。不正行為が確認された場合、次の検定では審査せずに不合格とすることが考えられるとした。

■ 2017/1/29 【朝日新聞】

医療的ケア児支援、親が動かす 野田氏ら、法整備目指す

日常的に経管栄養やたんの吸引など医療的ケアが必要な子どもたち。いわゆる「医療的ケア児」を支援するため、政府の取り組みが始まった。医療的ケア児の母親である国会議員らも法改正に向けて動いた。「看護師さえいれば保育園で社会生活を送ることができる。そのエビデンス（根拠）を作るため『捨て石』になるつもりでやっている」自民党の野田聖子・元総務会長は朝日新聞のインタビューにこう語る。政府は16年度から、公立小・中学校や特別支援学校に配置される看護師の定員を3倍に増やした。医療的ケア児に対する適切な支援の努力義務を自治体に課す規定を盛り込んだ改正障害者総合支援法も昨年5月に成立。保育所で医療的ケア児を受け入れるモデル事業も17年度から始まる。野田氏は「これまで国の医療や福祉の中に『医療的ケア児』が存在していなかった。法律に明文

化させ、日本中の人に認知してもらい、支えの輪を作ることが母としてできる贈り物だ」と話す。新たな課題もある。その一つが、保護者の学校への付き添いだ。医療的ケア児は特別支援学校に進学した場合でも、保護者が付き添って医療的ケアをすることを求められるケースが多い。医療的ケア児の保護者らで構成する全国医療的ケア児者支援協議会「親の部会」が昨年実施したアンケートによると、医療的ケア児らの通所・通園・通学の方法は「保護者による送迎」が54%を占めた。「保護者は働くこともできず、体調を崩すと教育の機会も失われる」と親の部会リーダーの小林正幸さんは言う。フローレンスの駒崎代表理事は「現在の法制度は医療的ケア児を想定しておらず、時代に合っていない」と指摘。訪問看護師の訪問先を「居宅」に限定している健康保険法の規制を緩和し、学校を訪問できるように改正すれば、こうした問題は解決すると主張する。さらに、こう訴える。「社会の高齢化が進めば、胃ろうなどの医療的なケアを必要とする大人の医療的ケア者も増えてくる。医療的ケア児への支援は、こうした医療的ケア者が活躍できる社会にもつながるはずだ」

■ 2017/1/30 【朝日新聞】

知的障害児 1割強に抗精神病薬を処方 研究チーム調査

知的障害のある子どもの8人に1人に、統合失調症の治療に本来使われる抗精神病薬が処方されていることが、医療経済研究機構（東京）などの研究チームの調査でわかった。うち半数で年300日以上も処方されていた。研究チームは「自傷行為や暴力などの行動障害を抑制するためとみられるが、長期の使用は体重増加など副作用のリスクが高まる」と指摘している。研究チームは、健康保険組合の加入者約162万人の診療報酬明細書（レセプト）のデータベースを分析。2012年4月～13年3月に知的障害と診断された3～17歳の患者2035人の薬物療法について、1年間、追跡した。その結果、抗精神病薬が1回以上処方された人は12.5%。年齢別では3～5歳が3.7%、6～11歳が11.0%、12～14歳が19.5%、15～17歳が27.0%と年齢

が上がると、処方割合が高くなった。1年あたりの処方日数は小学校入学以降に長期化していた。統合失調症の発症年齢のピークは10代後半から30代中ごろとされる。世界精神医学会の診療指針では、精神疾患が原因でない行動障害には、子どもの特性に応じた環境の整備など薬物に頼らない治療を推奨している。同機構の奥村泰之主任研究員（臨床疫学）は「医療や教育現場で適切な支援を普及させるため、日本でも早急に診療指針をつくる必要がある」と話している。

■ 2017/1/30 【朝日新聞】

学校耐震、窓や照明後手 公立小中、 建物より2割超低い71% 文科省調査

全国の公立小中学校本体の耐震化率が100%近くまで進む中、窓や照明など「非構造部材」の耐震化率は平均で70%にとどまっている。東日本大震災や熊本地震の際に非構造部材が破損して子どもがけがをしたり、避難所として使えなくなったりしており、文部科学省の有識者会議は対応を急ぐよう求めている。文科省によると、公立小中学校の建物（計約11万7千棟）の耐震化率は昨年4月時点で98.1%。これに対し、非構造部材の耐震化率は、都道府県によってばらつきはあるが、平均で71.1%となっている。私立の幼稚園～高校（計約1万1千校）は58.0%、国立大学付属の幼稚園～高校（264校）は56.1%だった。建物本体も非構造部材も、耐震基準は建築基準法で定められている。文科省は各教育施設や自治体に向け、非構造部材の種類ごとに耐震化の方法を示し、対策を取るよう促している。各教育施設などは災害に備え、天井や窓ガラスの耐震強化を進めている。例えば2012年4月時点の公立小中学校（約3万校）でみると、耐震化対策済みは32.0%だったが、その後は70%を超えるまで進捗（しんちょく）している。ただ、建物本体の耐震化に比べ、優先順位や予算の都合上、工事が後回しになる傾向があるという。文科省の有識者会議は昨年7月、熊本地震の被害を踏まえ、各自治体などを資金と技術で支援し、非構造部材の防災機能を高めるよう文科省に提言している。昨年4月、2度に

わたる大地震に見舞われた熊本県。公立小中学校の校舎本体の耐震化率は99・8%だが、非構造部材は公立小中学校で59・6%、私立は幼稚園～高校で36・0%だった。避難所となった公立小中高校223校のうち、73校の校舎や体育館で天井材や照明が壊れて散乱し、避難所として使えなかった。2011年3月の東日本大震災でも、栃木県の中学校で体育館の天井材や照明カバーが落下し、生徒20人がけがをしている。非構造部材の耐震化率は自治体によってまちまちだ。昨年4月時点で、公立小中学校の耐震化率が都道府県別で23・6%と最も低かった奈良県。県庁所在地の奈良市でも全67小中学校で非構造部材の耐震診断ができていない。市教育総務課の担当者は「建物本体の耐震化を優先した。エアコンの設置など設備の充実を計画中で、非構造部材の耐震化も一体で進めたい」と説明する。埼玉県川口市は15年度までに、東日本大震災の影響で損壊した全78小中学校の体育館の照明などを補強工事した。だが壁の外装材や窓はこれからだ。市教育総務課は「予算が付き次第進めたいが、完了時期は未定」としている。

■ 2017/1/31 【朝日新聞】

竹島と尖閣、「固有の領土」と明記検討 新指導要領で

松野博一文部科学相は31日、教育目標などを定める小中学校の新しい学習指導要領に、竹島（島根県）と尖閣諸島（沖縄県）を「我が国固有の領土」と明記する方向で検討していることを明らかにした。指導要領に記載されれば初めてで、領土をめぐる政府の統一見解が、最低限教えるべき内容として位置づけられる。いまの指導要領は、中学校地理で北方領土を「我が国固有の領土」と記している。一方、竹島と尖閣諸島については、中学社会の指導要領を補う「解説」で「固有の領土」と明記。小中社会の全教科書は「日本の領土」と記述してはいるが、指導要領には明記していない。松野氏は31日の記者会見で「子どもたちが自国の領土を正しく理解できるよう、学習指導要領の記載内容の充実に向けて、現在、検討を行っている」と述べた。小中学校の新指導要領はパブリックコメン

トを募ったうえで3月末ごろに公表され、小学校は2020年度、中学は21年度から全面的に実施される。

■ 2017/1/31 【朝日新聞】

少年法適用年齢・更生対策議論へ 法制審に来月9日諮問

法務省は31日、少年法の適用年齢を18歳未満へ引き下げるかどうかや、懲役刑と禁錮刑を一本化するかなどについて、法相の諮問機関「法制審議会」に2月9日に諮問する方針を明らかにした。論点が多いため、結論が出るのは来年以降とみられる。金田勝年法相が31日、閣議後の記者会見で明らかにした。金田法相は「少年法の範囲を現行法のまま維持するかどうかにとどまらず、成長過程の若年者をいかに取り扱い、改善更生、再犯防止を図るかという大きな問題だ」と述べた。同省は1年にわたり省内で少年法をめぐる検討を続け、昨年12月に報告書を公表。弁護士や大学教授、福祉関係者らに聞き取りをしたところ、18歳未満への適用年齢引き下げは専門家の間でも賛否が分かれた。選挙権年齢が18歳以上になったことなどを踏まえ、引き下げに賛同する意見がある一方、少年院送致などの保護処分を受けてきた18、19歳が成人と同じ刑事裁判を受けることで、立ち直りへの影響を懸念する声が上がっている。法制審では、引き下げの是非を議論する見込みだ。また、同省は仮に引き下げた場合、18、19歳の更生を促す対策を併せて検討してきた。「受刑者も少年院で行う内容の教育を受けられるようにする」「現行の少年法と同様、家庭裁判所の調査や審判を経て、少年院送致ができるようにする」などの案が出ており、法制審ではこうした点も議論することになる。このほか、刑罰全体を見直し、刑務所で過ごす懲役刑と禁錮刑を廃止し、一本化することも論点になる見通しだ。懲役刑は刑務所内で作業が義務づけられ、犯罪からの改善プログラムや学習指導にあてる時間が限られている。同省は、若者にとどまらず、増加している高齢の受刑者なども含めて、その特性に応じた柔軟な仕組みづくりを検討している。



活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんぷおめーしょん／子どもの人権連／NO.152

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2017年3月7日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費 個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円